

法人番号 2

平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第 3 期中期目標期間（平成 28
～30 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

令和 2 年 6 月

国立大学法人
北 海 道 教 育 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人北海道教育大学
- ② 所在地 札幌校・・・北海道札幌市
旭川校・・・北海道旭川市
釧路校・・・北海道釧路市
函館校・・・北海道函館市
岩見沢校・・・北海道岩見沢市
- ③ 役員の状況
学長名 蛇穴治夫 (平成 27 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日)
(令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)
理事数 4 人
監事数 2 人 (うち常勤監事 1 人)
- ④ 学部等の構成 教育学部
大学院教育学研究科
養護教諭特別別科
附属小学校
附属中学校
附属特別支援学校
附属幼稚園

⑤ 学生数及び教職員数 ※ () 内の数字は、外国人留学生を内数で示す。

学生数	教育学部	5, 0 5 5 人 (5 人)
	大学院教育学研究科	2 5 7 人 (1 4 人)
	養護教諭特別別科	3 7 人
園児・児童・生徒数	附属幼稚園	1 2 1 人
	附属小学校	1, 6 0 6 人
	附属中学校	1, 2 7 3 人
	附属特別支援学校	6 0 人
教職員数	大学教員	3 6 7 人
	附属学校教員	1 8 9 人
	職員	2 3 6 人

(令和元年 5 月 1 日現在)

(2) 大学の基本的な目標

北海道教育大学 (以下、本学という。) は第 2 期中期目標期間中、「人が人を育てる北海道教育大学」をスローガンに、「常に学生を中心とした大学 (Students-First)」を目指して様々な改革を断行してきた。教員養成課程においては、教師を高度に専門的な職業人と捉え、理論と実践の往還を実現するカリキュラム改革により、実践的指導力を備えた教員を養成し、平成 27 年度からは、学校のグローバル化を推進する高い語学力と豊かな国際感覚を有する教員の養成を目指して「グローバル教員養成プログラム」を開設した。このプログラムに対しては、教育関係者から大きな期待が寄せられている。また、「新課程」については、全国の大学に先駆けてその改組に着手し、地域社会からの強いニーズに応えるとともに、「新課程」の成果を発展させる形で、平成 26 年度に「国際地域学科」と「芸術・スポーツ文化学科」を設置した。このことにより、本学は、教員養成の拠点大学として教員を養成することはもとより、グローバルな視点をもって地域を活性化する人材、芸術やスポーツ文化を通じて人々に豊かな生活を提案できる人材を養成する、文字通り「人材養成を通じて地域活性化の中核となる大学」としての責務を果たす体制を整えることができた。さらに、地域との連携では、北海道教育委員会と様々な協力関係を構築し、教育委員会が、現場経験の豊かな優れた教員を本学教員として派遣する制度や、実務家教員・学校臨床教授として推薦する制度を整えてきた。

第 3 期中期目標期間を見据えて現代社会に目を向けると、グローバル化の進展、多様性社会の到来、高度情報化、少子高齢化・人口減少、環境問題の深刻化等、社会は複雑で困難な課題に直面している。第 3 期中期目標期間は、まさに、これらの諸課題に真正面から取り組むイノベティブ人材の養成が求められる。

本学は、「教育大学」として、従来からすべての営みの基礎に「教育」を据えてきた。人の成長を促すことが教育である以上、本学は常に「人間と地域の成長・発展を促す大学」でなければならない。また、社会が求める、どのような課題にも積極的・能動的に取り組む学生を育てる責務がある。そのために、本学の教育研究の

質的転換を大胆に実行していく。

以上のことを踏まえ、第3期中期目標期間は「人間と地域の成長・発展を促す大学」及び「学生の自主的学修，自主・自律的活動を促す体制を構築する」というテーマのもと，以下の取組を重点的に実施する。

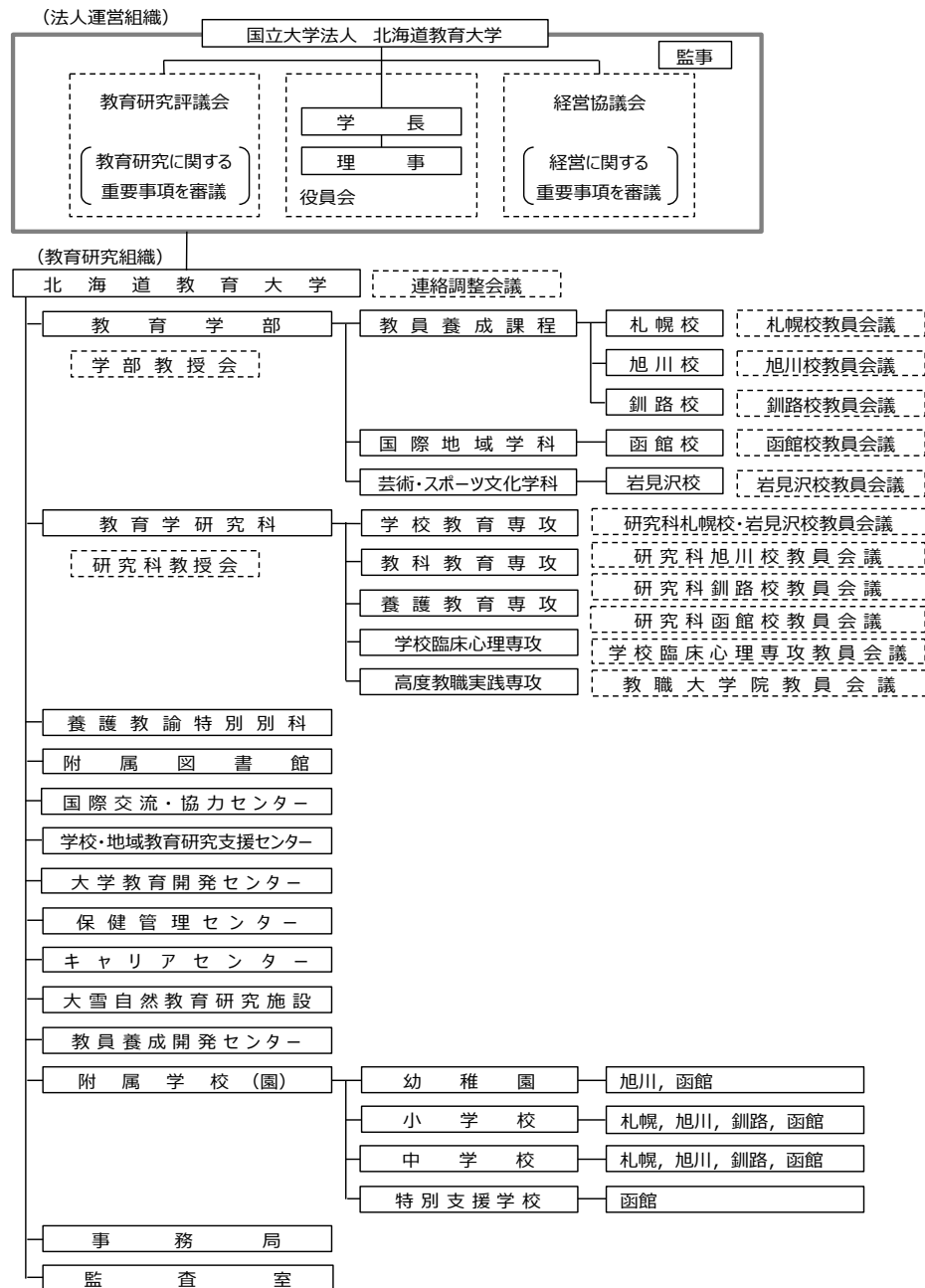
- 1 新たな高大接続を見据えた入学試験改革，学校における“新たな学び”に対応するための，アクティブ・ラーニングやICT教育等を取り入れた大胆なカリキュラム改革，生涯を見据えた就職支援の充実等の改革に取り組む。
- 2 大学院改革を断行して教職大学院を充実させる。また，教育委員会等との連携協力関係をさらに深化させて，教員研修に積極的に関わり，研修を大学院レベルにするとともに，各種教員研修と連携させた大学院教育(研修の単位化を含む“学び続ける教師”を支える新たな長期履修制度)を構築していく。
- 3 北海道の喫緊の教育課題である「子どもたちの学力・体力」の問題には，具体的な成果を検証する形で取り組んでいく。
- 4 全国的な教育課題に目を向けるとき，従来からの「いじめ・不登校」や「特別支援教育」に加えて「小中一貫教育」や「学校の小規模化」等の課題が浮上してきている。本学は，愛知教育大学，東京学芸大学，大阪教育大学（HATOプロジェクト連携大学）をはじめ，全国の教員養成大学・学部と連携し，ネットワークを構築して，これらの教育課題に取り組んでいくとともに，さらに高度な教育研究体制を構築していく。
- 5 「グローバル教員養成プログラム」を着実に進めるとともに，小学校英語の授業を確実に実施できる教員を数値目標を立てて養成する。
- 6 海外留学を促進するとともに，英語の授業を積極的に導入していく。海外の協定大学との教員交流によって，本学教員が海外大学で授業するとともに，海外の教員を招聘して英語による授業を実現する。さらに，協定校の講師が行う英語研修プログラムを導入して，本学学生及び教職員の英語力を向上させる。
- 7 学科においては，ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り，地域と社会が必要とする人材養成と組織的な研究をさらに進めていく。
- 8 ミッションの再定義において求められた教員就職率 75%の達成に向けて，全学をあげて取り組むことはもちろんのこと，北海道の教員採用における本学卒業

生の占有率を，小学校で80%，中学校で65%にする。

以上述べたような取組を通じて「地域に貢献するとともに，強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する大学」として，他に類をみない個性的な大学として進化し続ける。

(3) 大学の機構図

● 業務運営体制図・教育研究組織図（平成 27 年度）



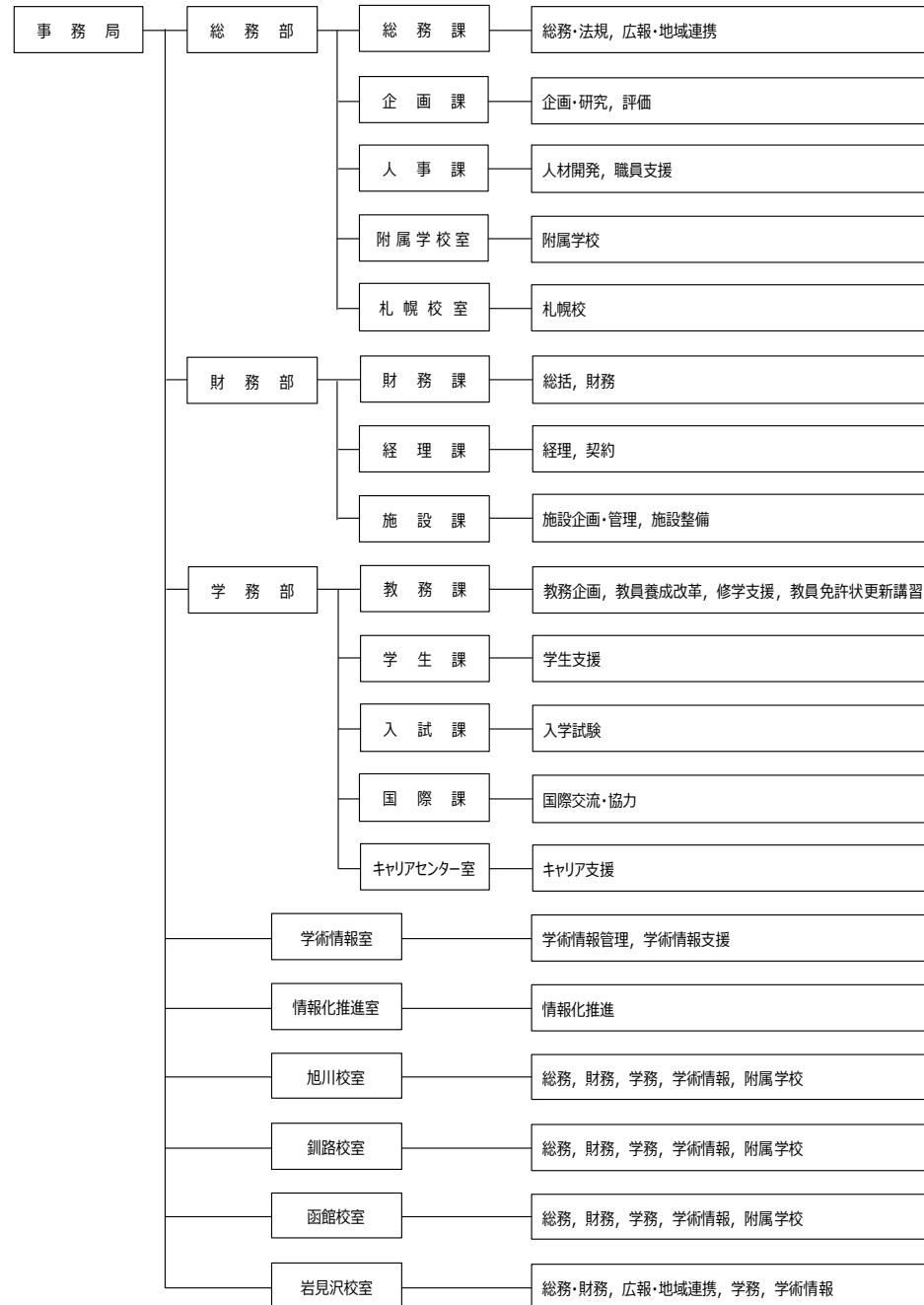
● 業務運営体制図・教育研究組織図（平成 30 年度）



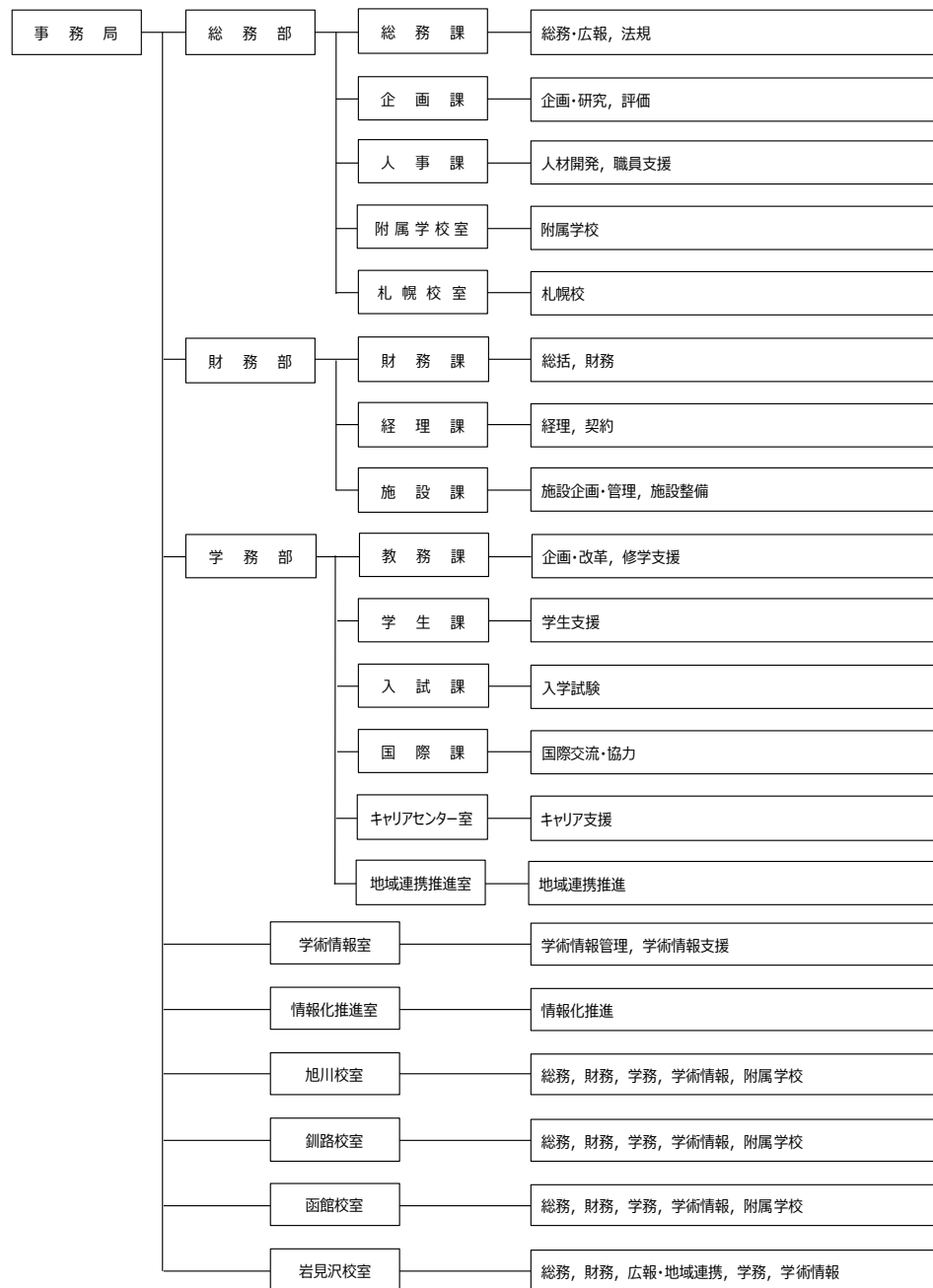
● 業務運営体制図・教育研究組織図（平成 31 年度）



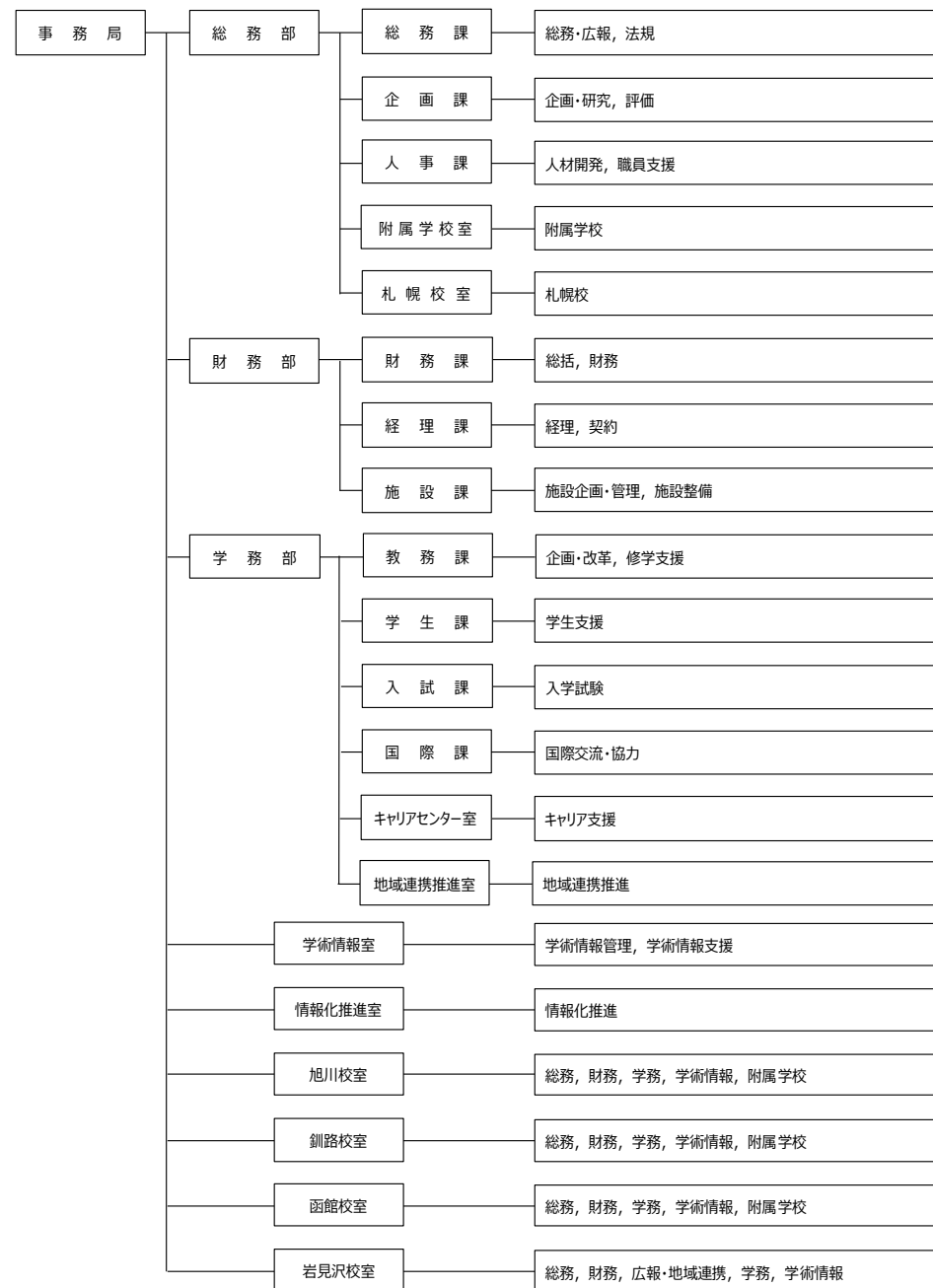
● 事務局組織図（平成 27 年度）



● 事務局組織図（平成 30 年度）



● 事務局組織図（平成 31 年度）



○ 全体的な状況

1. ミッションを踏まえた第3期中期目標期間のテーマ

本学は、学部において教員養成課程と学科（「国際地域学科」「芸術・スポーツ文化学科」）を設置している。そのため、本学では、「人間と地域の成長・発展を促す大学」として、質の高い実践的な教員と、教育マインドを持った地域振興・地域文化振興を担う人材を養成し、地域の発展に寄与することをミッションとして掲げている。

第3期中期目標期間においては、こうしたミッションを達成するため、「人間と地域の成長・発展を促す大学」及び「学生の自主的学修，自主・自律的活動を促す体制を構築する」というテーマのもと、本学の教育研究及び業務の質的転換に取り組んできた。

2. 学部・大学院の教育改革

○教育方法・教育環境の改善

学部の教育改革においては、「学生の主体的・能動的学修の促進」と「高い実践的指導力のある教員の養成」という2つのテーマを中心に据えて、様々な取組を実施した。「学生の主体的・能動的学修の促進」に取り組むなかで、アクティブ・ラーニング等の導入による教育方法の改善、ルーブリック導入による成績評価方法の改善を行った。あわせて、「学生の主体的・能動的学修」を促進するための環境整備も行った。すなわち、附属図書館の3館（札幌館・旭川館・釧路館）にラーニング・コモンズを設置するとともに、大学院生等によるラーニング・サポーターを配置し、学生の学びの支援を実施した。

なお、学科のラーニング・コモンズの設置はこれからだが、学生の主体的・能動的学びを促して、実際に地域の課題解決に取り組む授業（「地域プロジェクト」）のための教室は準備した。この授業は学んだ知識と理論を実際に地域課題解決に応用し、その結果を検証・評価するというもので、グループ学修や自学自修を必要とする。地域再生・活性化を牽引していく力の育成に直結する授業であり、特に函館校では地域の自治体職員等とも協力しながら実施しており、地域からも関心を持って見られている。

○教員養成教育の質向上策

他方、「高い実践的指導力のある教員」を養成するため、2つの取組を実施した。1つ目の取組は、実務経験の豊富な教員を、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた課題解決型授業「学校臨床研究」（教員養成課程の全学生必修）等を担当する学校臨床教授として、また教育実習やインターシップ等の現場で指導にあたる教員として新たに配置するというものである。こうした実務経験の豊富な教員を配置することにより、理論と実践の往還を実現したカリキュラムの実質化を促進することができた。2つ目の取組は、大学教員の実践的指導力の強化のため、学校現場経験のない教員を対象に、実務経験を得るための研修として、附属学校等を活用した「新任教員研修プログラム」「教員現職研修プログラム」を実施するというものである。第3期中期目標期間末までに学校での経験のある大学教員を100%とするという目標を掲げ、目標達成に向け取組を加速させている。

○教職大学院の機能強化と現職の学びやすい環境の整備

大学院改革に関する取組では、教職大学院の機能強化という方向性のもと、教育課程及び教育組織の見直しを実施することとし、令和2年度に教職大学院のコースを再編するとともに、令和3年度に修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行する大学院改革計画を策定した。また、教職大学院の機能強化という観点から、北海道教育委員会等からの現職教員が修学しやすい環境を整備して欲しいとの要望を踏まえ、中期計画に掲げる新たな長期履修制度の創設とは別に、教職大学院を1年で修了できる「短期履修学生制度」を令和元年度（平成31年度）に創設し、この制度を利用して12人の現職教員が教職大学院に入学している。

3. 教員志願者減に挑む教員養成特別入試

教員養成課程では、近年、教員志願者が減少している。そうした状況に鑑み、入試・カリキュラム・キャリア支援を有機的に結びつけながら、教員志願者の増加に向けた取組を本格化させている。そうしたなかで、入試改革の一環として、高大接続を見据えた教員養成特別入試を平成30年度に導入した。教員養成特別入試は、教員になりたいという強い志望と「学力の3要素」、なかでも教育現場で必要とされる主体性と協働性を重視して選抜を行うものである。具体的には、講義の受講、

グループ討論，レポートの作成，面接及び大学入試センター試験を総合して判定する。こうした入試の導入により，教員志望の高い高校生を入学させ，4年間で実践的な指導力を持った教員に育てていくという流れを作り上げていきたい。

4. ミッションを踏まえた研究活動

○学校と地域の課題に取り組む

研究に関する取組については，「人間と地域の成長・発展を促す大学」として，学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資するための研究を重点的に支援し，その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する，あるいは地域の活性化に寄与する取組を推進した。教員養成課程では研究成果をテキストや教材として可視化することに取り組み，学校現場や研修，さらには学生教育に活用することで，教員養成機能における北海道の拠点的作用を果たしている。学科においても，その特性を踏まえた研究を行い，その研究成果をもとに，地域に貢献する人材養成プログラム等の開発を行うなど，地域の活性化を担う人材養成機関としての役割を果たしている。

○へき地・小規模校教育における全国ネットワークの中核を担う

また，HATOプロジェクトにおける研究成果の発信にも積極的に取り組んでいる。なかでも，本学の個性を踏まえたユニークな取組として，へき地・小規模校教育に関する研究とその成果の発信がある。本学では，こうした取組を行うなかで，へき地・小規模校教育に関する情報提供や全国的なネットワークを構築するとともに，教材の開発及び教員研修等で開発教材の活用等の実績をあげている。なお，こうした国内における実績を踏まえ，へき地教育の研究成果を本学が中心となって世界の発展途上国に普及するための取組を進めていく。その足がかりの一つとして，日本教育大学協会の中に本学が主体となって「へき地・小規模校教育部門」を立ち上げた（平成30年度）。

5. 地域の公教育に貢献

○モデル校としての附属学校

附属学校については，地域におけるモデル校としての機能を果たすため，北海道

教育委員会との連携による「授業実践交流事業」を実施し，北海道の教育課題の解決に資する情報提供を公立学校教員に向けて行っている。また，大学教員の研修受入や大学教員との共同研究を推進することにより，附属学校と大学とが連携・協働して全国的な教育課題や北海道の教育課題に取り組む体制を整えた。

○教育委員会との連携強化

教育委員会との連携強化という観点で本学は地域が求める教師を養成するため，平成30年度に北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との間で「対話の場」及び「連携に関する協議会」を設けた。さらに令和元年7月には，北海道の教育及び本学における教育・研究の充実，発展に寄与することを目的として，北海道教育委員会と包括的連携協定を締結し，教員の養成や教員の資質・能力の向上に関する課題を共有し，連携・協力して北海道の教員養成機能の強化に取り組む体制を構築した。現在，北海道教育委員会と連携した「教員の養成・採用・研修の一体的推進プロジェクトチーム」を立ち上げ，教職の魅力を伝え，教員志願者を増加させる具体的な取組を開始している。

6. 経営力強化に向けて

○「大学戦略本部」・「IR室」設置による戦略的取組の開始

本学では上記のような教育研究の向上のための取組を支える健全な大学経営を行うため，本中期目標期間においてもこれまで以上に業務運営及び財務内容の改善等に取り組んだ。業務運営の改善に関する取組の中心であるガバナンス改革・強化の取組においては，大学運営に関する企画・立案を，戦略的・組織横断的に行う「大学戦略本部」を設置したことがあげられる。あわせて，大学戦略本部に大学全体を横断的に捉え，学内の情報を集約・分析する「IR室」を設置して専任教員を配置した。こうした大学戦略本部の設置に伴い，本学における重要課題について，戦略的に取り組むことを可能とした。また，ガバナンス強化の一環として，附属学校園の機能や大学との連携強化を図るため，令和2年度から附属旭川幼稚園に専任園長を置くことを決定し，そのための体制を整備したことも成果として挙げられる。

○寄附金獲得の努力

財務内容の改善に向けた取組に関しては，特記すべきものとして，寄附金の獲得

が挙げられる。平成 27 年度から配置したファンドレイザーを中心に様々な取組を実施することで、中期計画に掲げる数値目標である「寄附金（基金）3,000 万円以上の獲得」を大幅に上回る約 1 億 2 千万円を 4 年間で獲得したことは大きな成果といえる。令和元年度（平成 31 年度）からは新たな取組として、キャンパスが事業を企画・立案し、事業費に応じて寄附目標額を定め、寄附目標額を達成した事業から順次事業を実現する「キャンパス活性化リノベーション事業」を創設した。キャンパス活性化リノベーション事業は、キャンパスが「学生の声」や「キャンパスの考え」を「事業計画」としてホームページで公開することで、社会に向けた情報発信であると同時に、社会からの共感や信頼を獲得するツールにもなる、ユニークな取組となっている。

7. 内部質保証システムの確立に向けた取組

最後に、自己点検・評価に関する取組のうち、特記すべきものは内部質保証システムの確立に向けた取組である。平成 30 年度に、従来の点検評価規則を廃止し、内部質保証の方針や点検・評価結果を改善につなげるプロセスを明記した、新たな規則「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」を制定した。本規則は内部質保証の方針、実施体制・方法等を規定するとともに、自己評価及び外部評価の評価項目や実施サイクルに柔軟性を持たせることより、より内部質保証に即した点検・評価を可能にした。今後も教育を中心とした大学の諸活動の質を向上させるため、内部質保証システムの改善に取り組んでいく。

○ 戦略性が高く意欲的な目標・計画の状況

<p>ユニット 1</p>	<p>教育研究及び大学教員の資質向上並びにカリキュラム改革のPDCAサイクル確立を含む総合的・抜本的教員養成改革</p>
<p>中期目標【1】</p>	<p>北海道における教員養成の拠点大学として、また、地域の活性化を担う人材養成機関として、第2期中期目標期間に策定した「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」に基づき、ステークホルダーの声を取り入れた教育課程改革を継続的に進め、併せて教育方法と成績評価の改善・開発を推進する。</p>
<p>平成 31 年度計画【1】</p>	<p>外部委員会及び学生評価委員会からの意見（同一名称の授業科目の評価等）を踏まえ、教育内容・方法等（シラバス等）の改善を推進するとともに、課程・学科ごとに、教養科目等の実施状況について検証を行う。また、学校現場での活用を見据えて、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目「学校臨床研究」及び「教職実践研究」をより効果的な内容に見直すとともに、学修活動を厳格に評価するため、ルーブリックを含めた成績評価の基本的方針を策定する。</p>
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ <u>外部委員会及び学生評価委員会からの意見（同一名称の授業科目の評価等）及び教員養成改革協議会の各提言に基づく教育体制，教育内容・方法等（シラバス等）の改善状況について検証を実施し，対応済みの事項，対応を要する事項等を明らかにするとともに，対応を要する事項に係る今後の対応計画をまとめることにより，教育内容方法等の改善を推進した。</u>また，課程・学科ごとの教養科目の実施状況について，学生評価委員会において4つの観点（①授業の到達目標の総和はCPの資質・能力を満たしているか，②授業の到達目標は人材育成に関する目的に込んでいるか，③複数開講授業科目の到達目標は統一されているか，④複数開講授業科目の成績評価の方法・基準は統一されているか）から評価（検証）を実施し，その結果おおむね観点を満たしているとの評価を受けた。</p> <p>○ <u>アクティブ・ラーニング型授業「学校臨床研究」及び「教職実践研究」について，教育方法の改善の取組として，受講学生からの要望等を踏まえ，令和元年度（平成 31 年度）から旭川校において，教育実習の前に学びを深める観点から「学校臨床研究」の開講時期を3年次後期から3年次前期に変更し開講した。</u>また，学校現場における実践力を高めるため，教育実習前 CBT の学習教材を活用した授業を2コマ程度実施している。<u>さらに，「教職実践研究」の授業内容の見直しを行い，学校現場での臨床研究に加え，教育研修センターと連携し，受講学生が教育研修の場に参加する取組を加えた。</u>なお，令和元年度（平成 31 年度）の受講学生アンケートでは，授業内容について「学校臨床研究」が「非常に満足」「満足」が90.0%，「教職実践研究」が「非常に満足」「満足」が96.2%と好評だった。</p> <p>○ <u>学修活動を厳格に評価するため，大学戦略本部に置く教育戦略チームにおいて検討を行い，成績評価の基本方針として，「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」を改正し，「基準」「素点」「GP」を具体化した成績評価方法を明示した。</u>また，「ルーブリックを活用した成績評価実施要項」の策定を行い，授業を開講している全ての教員がルーブリック評価を実施することを促し，履修学生の学修成果を把握</p>	

	及び学修指導に活用することとした。 ○ 学生の学修成果を適切に評価するとともに、卒業時にDPに定める力を身に付けたことを学生自身が実感できるようにするため、令和元年度（平成31年度）に「北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。
中期目標【2】	学生教育の質を確保するため、実務経験のある教員の配置等、課程・学科の人材養成の目的を達成するための、より適切な教員配置を実現する。
平成31年度計画【7】	新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成30年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を70%以上にする。
【平成31事業年度の実施状況】	○ 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、 <u>教員現職研修プログラムについては、平成30年度にとりまとめた未受講者の受講計画に基づき当該研修を計画的に実施し、令和元年度（平成31年度）は、教員現職研修プログラムで42人、新任大学教員研修プログラムで13人が受講を修了した。その結果、令和元年度（平成31年度）末時点の学校現場での経験のある大学教員の割合は74.7%となった。</u>
中期目標【15】	実践的な指導力を有する教員を養成するために、附属学校を活用した大学教員の研修及び教育実習を一層充実させる。
平成31年度計画【7】	新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成30年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を70%以上にする。（再掲）
	（同上）
ユニット2	学校現場や地域における課題を解決する研究の推進
中期目標【7】	教員養成機能における北海道の拠点的作用を果たすため、学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資する研究を重点的に支援・促進して、その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する。 さらに、地域や文化価値に関する探究を進め、地域の活性化に寄与する。
平成31年度計画【15】	本学がこれまで学長戦略経費を投入した研究プロジェクトを引き続き推進するとともに、平成28年度から平成31年度までの各プロジェクトの研究成果について、学術研究・学校教育・教員養成教育・地域貢献等の観点で暫定評価を行う。

	<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ 本学で重点的に取り組むべき研究を対象に経費配分を行う「<u>重点分野研究プロジェクト</u>」により、平成 28 年度から令和元年度（平成 31 年度）までに支援してきた研究プロジェクトについて、①学術的な観点（著書数，論文数，学会発表数），②学校教育・地域貢献の観点（研修会・セミナー等の開催数及び講師の派遣数），③その他教員養成教育等の観点（大学の授業等での研究成果活用事例等）から暫定評価を実施した。評価の結果，担当教員の転出等により中止となったプロジェクトもあるものの，当該プロジェクトの研究成果として，4年間で著書 18 件，学術論文 46 件，学会発表 65 件，その他セミナー開催等 270 件を公表しており，広く学術研究，地域・学校教育現場等に貢献していることが明らかとなった。令和元年度（平成 31 年度）は「重点分野研究プロジェクト」により，13 研究プロジェクトに対して，8,682 千円を配分した。</p>
<p>中期目標【8】</p>	<p>教員養成の質向上を図り，学校教育に対する社会からの付託に応えるため，HATO プロジェクトの成果を北海道教育大学（H）・愛知教育大学（A）・東京学芸大学（T）・大阪教育大学（O）の 4 大学が連携して全国の教員養成系大学・学部発信することによって，全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を図る。</p>
<p>平成 31 年度計画【16】</p>	<p>本学の提案により，日本教育大学協会に設置された「全国へき地・小規模校教育部門」と連携して，本学がこれまで HATO プロジェクトで取り組んできた成果を生かして，全国の大学とへき地・小規模校教育に関する研究・実践交流を推進する。また，小学校英語における専門性の高い教員の育成を支援するため，引き続き CollaVOD の活用を促進する。</p>
	<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ 日本教育大学協会に設置された「<u>全国へき地・小規模校教育部門</u>」と連携して，令和元年度（平成31年度）の日本教育大学協会研究集会（令和元年10月開催）の「<u>へき地・小規模校教育分科会</u>」において本学教員が小規模・複式教育の学びのカリキュラム等の発表を行うなど，全国の大学と研究・実践交流を推進した。また，HATOプロジェクトの成果を生かした研究実践交流として，北海道教育委員会等と連携し，離島型・内陸型へき地の特徴から人材養成の在り方を考える「<u>第 1 回へき地・小規模校教育推進フォーラム</u>」（令和元年 8 月開催）を開催し，全国へき地・小規模校教育部門に加盟する大学を含め全国の大学から 77 人が参加した。</p> <p>○ <u>HATO プロジェクトで開発した CollaVOD（オンライン協働研究・学修用プラットフォーム）の活用を促進するため，「へき地・複式学級における学習指導の手引（小学校外国語活動・外国語（英語）」（リーフレット）に CollaVOD の内容を掲載し，小学校英語 小・中連携フォーラム（令和元年 12 月開催）や教育委員会等に配布するなど，引き続き活用促進に取り組み，これまでの総利用者数は 1,391 人となった。</u></p>
<p>ユニット 3</p>	<p>グローバル化に対応できる教員の養成</p>
<p>中期目標【11】</p>	<p>第 2 期中期目標期間に本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の一つの柱として位置づけ策定した「国際化推進基本計画」において，「本学学生の国際感覚を涵養し，国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る」ため，「グローバル教員養成プログラム」等を実施してきた。第 3 期中期目標期間には，グローバル人材の育成を推進するため，学生の英語力を高めるとともに，海外の大学と連携し，留学生の派遣・受入の拡大を図る。</p>

<p>平成 31 年度計画【25-1】</p>	<p>英語力を向上させるため、語学基準未到達者に対して、新しい e-ラーニング教材の活用を促進する等の具体的対策を講じる。</p>
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ 令和元年度（平成 31 年度）から、<u>対象学生の語学基準到達に向けて、現在の新傾向の TOEIC に合致し、リーディング・リスニング対策や模擬試験等、様々な学習に対応した新たな e-ラーニング教材を導入し、「外国語 I・II」（教養科目）、「初等英語」（研究発展科目）等の授業において、授業時間外での学習を促すことにより、スコア目標達成割合の向上を図った。</u>また、引き続き「外国語（英語）I・II」等の授業における TOEIC 対策や期末試験での TOEIC 受験等の実施、合宿型集中英語講習「留学準備英語力強化セミナー」の開催など、学生の英語力向上に資する取組を実施した。</p>	
<p>平成 31 年度計画【25-2】</p>	<p>「グローバル教員養成プログラム」の受講学生に対し、国際交流・協力に係るボランティア活動の参加を促すとともに、参加学生の当該ボランティア活動に対する意識を高め、実践的能力の育成につなげることを目的として、活動成果報告会を開催する。また、当該ボランティア活動参加学生の活動状況等について検証する。</p>
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ <u>グローバル教員養成プログラムの受講学生のボランティア活動への参加を促進するため、5月に実施したグローバル教員養成プログラム受講開始学生に対して行うガイダンスにおいて、「グローバル人材育成キャンプ事業（旧：イングリッシュキャンプ）」の開催予定に係る周知徹底を行い、さらに、プログラムアドバイザーから受講学生に個別に指導を行うなど同キャンプ事業への参加を促した。</u>また、<u>ボランティア活動に対する意識を高めるため、令和2年2月にボランティアに参加した学生による報告会を実施した。</u>報告会では、参加したグローバル教員養成プログラム受講生 12 人から報告があり、67 人の学生が参加した。</p> <p>○ <u>グローバル教員養成プログラム受講生の国際交流・協力に係るボランティア活動の状況等について検証を行い、中期計画に掲げている「北海道グローバル人材育成キャンプ（旧：イングリッシュキャンプ）」だけではなく、様々なボランティア活動に参加し、語学力や異文化コミュニケーション能力を活用して国内外を問わず活躍していることが明らかになった。</u>また、<u>グローバル人材育成キャンプ事業参加学生から「常時、英語を使って意思伝達を図ることで、自身の英語力を磨くことができた」等の意見があり、当該ボランティア活動により、実践的能力の向上等の意識を高めていることを確認した。</u></p>	
<p>平成 31 年度計画【26】</p>	<p>留学生の派遣・受入の拡大を図るために進めてきた体制の整備状況を検証する。また、海外の協定締結大学等との連携による海外研修プログラムの実施に向けた取組を推進する。</p>
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>○ <u>留学生の派遣・受入のプログラム整備状況について検証を行った結果、交換留学生及び正規生による受入留学生の増加は難しいことから、受入留学生を増加させるための方策として、短期の受入プログラムの開催時期・開催対象校を拡大する必要があることを確認した。</u>このことから、日本語・日本文化研修プログラムについて、令和元年度（平成 31 年度）から実施回数を 1 回から 2 回に増やし、令和元年 7 月及び令和 2 年 2 月に実施した。その結果、43 人（令和元年 7 月：29 人、令和 2 年 2 月：14 人）の留学生を受け入れた。</p> <p><u>これらの受入留学生増加に向けた取組により、令和元年度（平成 31 年度）の年間受入留学生数は 159 人となり、中期計画に掲げる数値目標（年間 150 人）を達成した。</u></p>	

	<p>○ 海外の協定締結大学等との連携による海外研修プログラムとして、<u>令和元年度（平成31年度）から新たに台湾・台北市立大学との間で「特別支援教育」に特化した「海外教育視察プログラム」を開設し、令和元年7月に7人を受け入れた。</u>また、「台北市立大学教育体験研修プログラム」（平成29年度開設）及び「ラオス教育体験プログラム」（令和2年度開設予定）について、相手大学との協議を行い令和2年度から単位認定することとした。</p>
<p>中期目標【12】</p>	<p>グローバル人材育成を推進するにあたり、大学全体としての英語力の底上げが必要である。そのためには、学生に対する英語教育プログラム内容を充実させるのはもちろん、英語で教育を実践する教員の資質向上を図るとともに、グローバル化に対応可能な職員の育成を図る。</p>
<p>平成31年度計画【27-1】</p>	<p>グローバル化に対応するため、これまで取り組んできた学生対象の英語能力強化プロジェクト及び大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修について、研修内容の改善・充実を図りつつ、継続して実施する。</p>
<p>【平成31事業年度の実施状況】</p> <p>○ <u>学生対象の英語能力強化プロジェクトについて、令和2年2月に協定締結大学のグリフィス大学（オーストラリア）から講師を招へいし、グループ活動を中心とした実践活動や異国の文化等についての講演を行うとともに、JICA関係者による講話を含めた4日間の研修を実施した。</u></p> <p>○ <u>大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修について、令和2年3月に協定締結大学のグリフィス大学（オーストラリア）に教員3人を派遣した（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修途中で帰国）。</u>また、海外研修受講者のフォローアップとして、同大学から招へいした講師による英語で効果的に教えるための研修を実施した。</p> <p>○ 職員対象のビジネス英語研修及び大学教員のFD研修の一環として、令和元年9月に協定締結大学のカルガリー大学（カナダ）から教員を招へいし、グローバル化に対応した教員養成の在り方等に関する研修を実施した。</p>	
<p>平成31年度計画【27-2】</p>	<p>事務職員の海外語学研修経験者の割合を18%以上まで向上させるため、引き続き、海外語学研修を実施するとともに、海外語学研修経験者を各キャンパスに複数配置する。</p>
<p>【平成31事業年度の実施状況】</p> <p>○ <u>事務職員海外語学研修として、海外の語学学校（フィリピン）へ職員4人を派遣した。</u>研修の成果として、研修参加者のTOEICスコアが平均で約118点上昇した。<u>令和2年3月31日現在における研修経験者の割合は、18.0%となり、各キャンパス及び事務局における留学生対応業務等のため、研修経験者を複数配置した。</u></p>	

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期 目標	【16】 学長のリーダーシップの下で、教育、研究、社会貢献の機能を最大化するため、業務改善を推進するとともに、戦略的・効果的な組織運営を行う。
----------	---

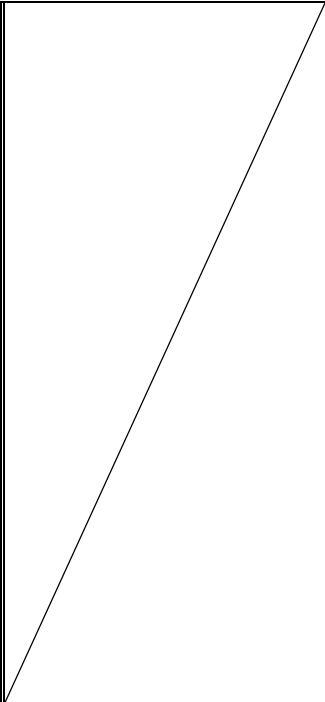
中期計画	平成31年度年度計画	進捗 状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中 期	年 度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定

<p>【33】</p> <p>第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした。</p> <p>第3期中期目標期間においては、上記1から4の教育、研究、社会貢献及びその他の目標達成に向けて、学長のリーダーシップが一層発揮できるよう、平成29年度末までに、戦略を立案する「大学戦略室」を設け、学内組織の強みや弱み等を分析するIRセンター（仮）と連携して、大学経営を戦略的・効果的・機動的に進める。</p> <p>また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生生活の相談に何でも対応できる学生支援コンシェルジュ、研究推進等のためのリサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラムの開発支援のための専門職員を育成し配置する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 大学全体のデータに基づく戦略の立案と成果の検証が不十分であるなどの課題に対応するため、<u>平成29年度に学内組織の見直しを断行し、大学運営に関する企画立案を戦略的・組織横断的に行う「大学戦略本部」を新たに設置するとともに、当該本部に大学全体を横断的に捉え、学内の情報を集約・分析する「IR室」を設置した。</u></p> <p>また、大学戦略本部に大学運営上の課題に専門的に対応するため、特定の課題について専門的に企画立案を行う「戦略チーム」（10チーム）を設置し、各チームにおける検討を基に、大学院改革計画の策定や教員就職率向上へ向けた取組（全学FD研修会等）を実施した。</p> <p>○ 業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、<u>専門的知識・経験を豊富に有した人材を「学生支援コンシェルジュ」「リサーチ・アドミニストレーター」「入試分析アドバイザー」として配置した。</u></p> <p>また、<u>大学戦略本部に設置したIR室に、テニユア・トラック教員2人を配置した。</u></p>	<p>● 令和元年度（平成31年度）の検証結果に基づき各戦略チームの戦略課題等を見直し、「大学戦略本部」の機能の改善を図るとともに、引き続き、「大学戦略本部」において戦略チームやIR室を活用して戦略を立案・提示し、大学改革を推進する。</p> <p>また、これまでの専門職員の配置状況等について検証を行うとともに、専門職員等の資質向上を図る。</p>
---	--	------------	---	---

	<p>【33-1】 平成30年度に引き続き、「大学戦略本部」において、戦略を立案・提示し、大学改革を推進するとともに、戦略的・効果的・機動的な大学運営を進めるための機能について検証する。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【33-1】</p> <p>○ 大学戦略本部において、以下の取組を進め、大学改革を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>国立大学改革方針</u>」(令和元年6月18日 文部科学省通知)を踏まえ、<u>第4期中期目標・中期計画の策定も見据えた本学の将来構想や改革ビジョンについて検討し、「北海道教育大学 大学の将来構想と今後の取組について」を策定した。</u>また、<u>第4期中期目標期間以降を見据え経営力強化を図ることを目的として「経営力強化方策(案)」を作成した。</u> ・<u>令和3年度の新教職大学院改組に向けた教育課程や開設科目等の具体案を策定し、取組を進めることを決定した。</u> <p>○ <u>大学戦略本部の機能を検証した結果、「国立大学改革方針」の対応にあたり、短期間で検討・協議を進めるなど機動的に対応したことや、経営力の強化方策の検討を行ったことなど、運営上の重要事項に関する企画・立案・検討を実施しており、戦略的・効果的・機動的な大学運営を進める上で重要な役割を担っていることが分かった。</u></p> <p>また、今後の課題として、大学戦略本部に置かれた各戦略チームにおける戦略課題の定期的な進捗の把握や、第4期を念頭に中期目標の達成に向けて、IR室が調査・分析すべき事項の明確化が必要であること等を確認した。</p>	
--	---	--	--	--

	<p>【33-2】 平成30年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに続き、カリキュラムの開発支援のための専門職員を配置し、カリキュラム改善等を推進する。</p>	III	<p>【33-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>カリキュラム開発支援等の教務関連業務の円滑な遂行を図るため、「教務企画アドバイザー」を配置した。</u> ○ <u>教務企画アドバイザーが中心となり、教員養成改革協議会の各提言に基づく授業・教育課程の改善の状況に係る検証を行い、検証結果を「カリキュラム改善策の検証（令和元年度実施分）報告書」として取りまとめ、これに基づき内部質保証が有効に機能していることを確認するなど、カリキュラム改革を推進した。</u> 	
<p>【34】 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させる方途の1つとして、経営協議会の学外委員等による5キャンパスの訪問、及び学外委員とキャンパス教職員との意見交換の場を設け、学外者からの提言を大学運営に活かす。</p>	/	III	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>平成28年度に岩見沢キャンパスへ経営協議会学外委員が訪問し、キャンパスの教職員と意見交換を行った。</u> キャンパス間の移動に伴う負担軽減や意見交換の時間を十分に確保するため、キャンパス訪問に代えて<u>経営協議会の学外委員と5キャンパス長による懇談会を毎年度実施した。</u> これらの意見交換での<u>経営協議会学外委員からの意見を踏まえ、教育実習前CBTの運営上の課題の改善に向けた取組や、教員養成課程の教員就職率向上に向け専門的に取り組む「戦略的教員養成チーム」設置等の取組を実施した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、経営協議会学外委員による各キャンパスへの訪問及び意見交換を実施するとともに、令和元年度（平成31年度）に実施した検証を踏まえ、経営協議会の学外委員識者の提言を大学運営に取り入れる。

<p>【34】 平成28年度から平成30年度に実施した、経営協議会の学外委員によるキャンパス訪問及びキャンパス長等との意見交換会で提案のあった改善内容等が、大学運営にどのように活かされたのかについて検証する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【34】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>平成28年度から平成30年度に実施した経営協議会学外委員とキャンパス長等との意見交換会及びキャンパス訪問で提案された改善内容等の活用状況について検証を実施した。</u>また、学外委員からは、教員養成の高度化、大学院の将来構想に対する期待が大きいことが明らかとなったため、教員養成の高度化をテーマに、経営協議会学外委員と本学役職員との意見交換会を令和元年10月に開催した。 ○ <u>検証の結果、学外委員からの意見を活用したものとして、大学の戦略的・効果的な運営のため、大学戦略本部の設置をはじめ当該戦略本部への戦略的教員養成チームの設置、男女共同参画に向けた取組（育児・介護休業制度等パンフレットの作成等）の推進等について確認した。</u> ○ 教員養成の現状等をテーマに、経営協議会学外委員による教員養成課程のキャンパスへの訪問を計画していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により実施を次年度に延期した。 	
<p>【35】 これまでの教員評価制度は、自己点検評価及び所属長における評価により、教員を総合的に評価してきたものであるが、第3期中期目標期間においては新たな制度として、これらの評価に加えて、学生等のステークホルダーによる評価、学長の評価及び教育研究活動等による評価を3年に一度実施する。評価結果は、教員の処遇（昇給・勤勉手当）や学長表彰等に反映させ、</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度実施している「教員の総合的業績評価」に加えて、新たに、単年度での評価が難しいもの、継続性が重要なものについて、平成29年度に評価方法及び評価項目の検討・改善を行った。さらに、改善を踏まえシステムの改修等を行い、<u>平成30年度に、平成28年度以降の評価データを1本化した評価資料を作成し評価体制を整備することにより、「3年毎の評価</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度（平成31年度）に実施した3年毎の評価及び学長表彰について、教員の意欲向上に資する制度となっているか点検するとともに、その結果に基づき、必要に応じて教員評価制度の改善を検討する。また、第

<p>教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。</p>			<p><u>(平成28年度から平成30年度分)</u>」を導入した。</p> <p>「3年毎の評価」は、各教員が従来よりも中長期的な視点から目標を設定し、自らの点検評価・改善を行うことで教育研究力の向上・改善を図るとともに、各教員の自己点検評価を元に、学長が3年間の評価結果を確認し、各活動における顕著な成果及び本学の発展への貢献が認められた教員に対して学長表彰を行う制度とした。</p> <p>また、<u>学生等のステークホルダーによる評価として、「3年毎の評価」の教育活動に関する評価において、「学生の授業評価を踏まえた授業改善の取組等」を評価項目として設けることで、学生による評価を授業改善だけでなく、教員評価にも反映させる仕組みを構築した。</u></p>	<p>3期中期目標期間中の取組について総括する。</p>
	<p>【35】 教員評価制度のうち、単年度での評価が難しい項目及び継続的な評価が必要な項目について、 「3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）」を実施し、評価結果に基づき学長表彰を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【35】</p> <p>○ <u>3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）を実施し、評価結果に基づき、各活動における顕著な成果及び本学の発展への貢献が認められた教員を学長表彰者（6人）として決定した。</u></p> <p>また、学長表彰においては、表彰の魅力・価値の向上、受賞教員の継続的な活動支援のため、副賞として、受賞者1人当たり、研究費を1年につき20万円、3年で計60万円を配分することとした。</p>	

<p>【36】</p> <p>第2期中期目標期間においては、国立大学協会が掲げる女性教員の割合 20%を達成するために、広報活動の推進及び女性教員の積極的な採用方策を定めた「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」を制定し、推進してきたものであるが、教員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で18.7%であった。また、第2期中期目標期間（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は、11.6%であった。</p> <p>第3期中期目標期間においては、女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 女性教員の就業環境を整備するため、「新任女性教員スタート支援経費」「女性教員採用促進経費」「女性研究者を対象とした研究助成」等の経費支援を行い、女性の円滑な教育・研究活動を支援した。あわせて、学内の要望を踏まえ策定した活動計画に基づき、子の看護休暇及び介護休暇に係る取得要件の緩和、育児・介護に係る勤務時間短縮措置を導入するとともに、育児・介護休業中等における非常勤講師措置制度創設等の取組を実施し、これらの取組に係る広報等を積極的に行った。また、教員採用選考にあたって、採用する教員の2割については女性を採用するよう呼びかける等採用上の工夫を行うなど、女性教員比率の向上に努めた。</p> <p>○ <u>平成30年度末時点における女性教員比率は17.9%となっているが、就業環境整備等の取組を行った結果、応募件数に占める女性教員の割合が平成28年度の14.3%から平成30年度は28.1%へ上昇している。</u></p> <p>○ <u>女性役員の割合について、第3期中期目標期間においては、平成28年4月～平成29年10月の間、女性理事1人（役員数：7人）を配置し、目標の14.3%以上を達成した。</u></p> <p>○ <u>管理職に占める女性の割合について、女性教員割合の減少等に伴い、管理職の候補者となり得る女性教員が減少している等の要因により、女性管理職の割合が減少し、平成30年度末時点において9.1%となっているが、今後に向けて管理職の前段階である評議員等の役割に女性教員を置き、将来管理職となる女性教</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に係る各種支援制度を周知するとともに、教員公募に係る女性教員の応募率並びに採用率向上のための取組を実施する。また、管理職に占める女性の割合についても広く情報を共有するとともに、今後の管理職となる女性の増加に努める。 ● 男女共同参画推進会議において、「男女共同参画推進に関する活動計画」を策定し、女性大学教員の研究・教育環境の改善等に向けて取り組む。
--	--	------------	---	--

			<p>員育成に取り組んでいる（平成30年度末時点での各キャンパスの評議員10人中女性教員は4人）。</p>	
	<p>【36】 平成30年度に策定した男女共同参画に関する活動計画に基づき、育児や介護に係る支援制度の周知や女性研究者への研究支援に関する広報を行うなど、女性教員採用率向上のための取組を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【36】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する活動計画に基づき、<u>本学の育児・介護に関する諸制度に関するパンフレットを作成し、大学ホームページへの掲載等により広く広報するとともに、全教職員に周知した。あわせて、女性研究者への経費支援を引き続き実施するとともに、当該支援制度を大学ホームページへ等で広報した。</u> ○ <u>新たな支援制度として企業主導型保育施設の利用を可能にし、女性教員の育児と仕事の両立支援を行った。</u> ○ <u>女性教員増に向けた取組として、引き続き女性教員への経費支援、各種就業環境等の改善策の実施・広報、採用上の工夫等を実施し、令和元年度（平成31年度）末時点における女性教員比率は18.1%となり、平成30年度から微増した。</u> ○ <u>女性役員の割合について、令和2年度から女性監事1人を配置することとした（令和元年度（平成31年度）末時点では0%）。なお、管理職に占める女性の割合増について、令和元年度（平成31年度）末時点における女性管理</u> 	

			<p>職比率は11.6%となり，平成30年度から増加した。</p>	
<p>【37】 厳格な経営監視体制を構築するため，監事への情報提供システムの構築や重要な会議への参画を定着させ，監査項目を見直し，監事監査の実効性を高め，組織運営の改善を行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>監事監査の実効性を高めるため，監事監査において，フォローアップを取り入れた体制を整備し，定期監査等で監事意見のあった項目の対応・改善状況の確認を毎年度実施した。</u> ○ <u>役員会等だけでなく法人運営に係る専門的事項を審議する委員会への出席，監事による理事，副学長，キャンパス長，附属学校園長等への直接ヒアリングの実施等により，監事へ適正な情報提供を行うとともに監事が意見等を述べる機会を確保する仕組みを構築した。</u> さらに，監事への情報提供の実施状況及び体制について検証を行い，重要な会議への監事の参画が定着したことにより，適正な情報提供の機会及び厳格な経営監視体制が確保されていることを確認した。 ○ <u>監査項目の見直しを行い，平成30年度監事監査計画から新たな監査項目として「平成29年度までの監事監査における監事意見に対する改善措置等」を設定した。</u>当該項目に基づき「毒物・劇物の取り扱い及び管理状況」と「安否確認システム」に係るその後の対応状況について，監事が各キャンパスを含む関係部局でヒアリングを行い，その検証結果を平成30年度監査結果と監事意見にまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査の実効性を高めるため，監事監査と内部監査の目的，適切な役割分担等について検討する。また，同一テーマに係る連携実施について取組を進め，これまでの取組の課題等を精査し，改善を図る。

	<p>【37】 監事の経営監視体制をより適正に運用させるため、監事監査規則を見直すとともに、新たな規則・要項等の策定が必要か検証する。また、監事による役員連絡会及び連絡調整会議等の大学運営に係る重要な会議への参画を行う。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【37】</p> <p>○ <u>監事の経営監視体制のより適正な運用に向けて、監事監査規則の見直しについて検討し、監事支援体制の強化について整備を図るため、監事監査規則の一部改正を行った。</u> また、<u>新たな規則・要項等の策定について検証し、監事の役割や求められる人材像等の明確化及び選考プロセスの透明性を図ることを目的として、「国立大学法人北海道教育大学監事候補者の選考に関する裁定」を新たに制定し、次期監事候補者の選考を行った。</u></p> <p>○ <u>監事監査規則で規定する業務運営に関する重要な会議への参画として、令和元年度（平成31年度）は18会議（計102回）に出席した。</u> また、重要な会議等への参画のほか、各理事（副学長）、キャンパス長及び附属学校長への直接ヒアリングを実施した。</p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	<p>【17】 本学の教育学部においては、平成 26 年度に函館校に国際地域学科，岩見沢校に芸術・スポーツ文化学科の設置を実現し，教員養成機能の充実・強化を図るための教育研究組織の見直しを行った。同時に，平成 33 年度までの北海道の小・中学生の推移や教員の採用動向を踏まえ，教員養成課程の学生定員を 20 名増員し，720 名とした。大学院については，教育委員会の要請に応え，教職大学院のコースを再編し，学校経営に対応したコースを設置するとともに，修士課程の在り方について検討を進めてきた。第 3 期中期目標期間では，北海道における学校の統廃合やそれに伴う教員需要に対応した規模へ教員養成課程を見直す。また，大学院においては，北海道地域の教育を担い，高度な実践的指導力を有する教員を養成するための教育研究組織へ見直すとともに，他大学との連携・協働による高度な組織化を図る。</p>
------	---

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【38】 第 3 期中期目標期間中の教員の採用動向を踏まえ，教員採用数や教員就職者数等を検証し，教員養成課程の規模について見直しを行う。</p>	/			<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略）</p> <p>○ 令和16年度までの北海道の小・中学校教員需要の推定値を算出するとともに，推定値に基づく本学学生の就職者数（供給）推定値を算出した。 <u>算出した需要・供給の推定値を基に教員養成課程の入学定員の規模に係る検討を行うとともに，教員就職状況との関係を検証した。</u></p>	<p>● 教員採用数や教員就職者数等の結果に基づき，教員養成課程の適正規模について検討し，必要な見直しを行う。</p>
		III	III	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【38】</p> <p>○ 平成30年度に作成した教員需要予測モデルを元に，推定手順に改良を加え，<u>推定精度を向上させた上で最新の統計データ（教員数・学級数等）を反映させて教員需要推定値を更新し，本学学生の教員就職状況との関係を検証した。</u>その結果，推定値に大きな変化がないことが分かり，<u>現状の入学定員は一定の妥当性を持つことが分かった。</u>また，<u>教育課程や入学者選抜に係る課題については，教員需</u></p>	

			<p><u>要推定値がほぼ横ばいで大きな変動がないことから、現状の入学定員が一定の妥当性を持つことが分かった。</u>これにより、この観点における現時点での課題はないが、北海道の年齢別教員数からは、第6期以降に教員需要の落ち込みが予測されるため、<u>将来的には教員就職率の向上に資する更なる教育課程改革や入学者選抜改革が必要になることを確認した。</u></p>	
<p>【39】 北海道の地域特性を活かし、地域の教育課題を解決していくための高い実践的指導力を持った教員の養成を担う大学としての役割を踏まえ、教育学研究科の教育研究組織とその規模を見直す。</p>	<p style="text-align: center;">III</p>	<p style="text-align: center;">III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 「国立教員養成大学・学部、大学院，附属学校の改革に関する有識者会議」報告書や北海道教育委員会・札幌市教育委員会との協議等を踏まえ、<u>教育学研究科の教育研究組織等の検討を行い、学校教育に係る諸課題の解決や地域の発展に貢献する教員の育成を目指す「大学院改革計画」を決定した。</u></p> <p>本計画に基づき、新しい教職大学院のコース設計及びカリキュラム構造等について教育委員会の要望等を踏まえながら具体的な検討を行い、<u>令和2年度に教職大学院のコースを見直し、令和3年度には修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行することとした。</u></p>	<p>● 令和3年度からの新たな教職大学院の入学定員や教育課程等に基づき、修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行するための体制整備等を進める。</p>
<p>【39】 修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行する2021年度教職大学院改組に向け、新たな教職大学院の入学定員や教育課程等を確定する。</p>			<p style="text-align: center;">III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【39】</p> <p>○ 令和3年度の教職大学院の改組に向けて、文部科学省、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協議を踏まえ、学内における検討を重ね、<u>教育委員会の教員育成指標に対応した授業科目を設定することとし、地域が求める教員の養成、研修について責任をもって担うことのできる教育課程とした。</u>あわせて、<u>新たな教職大学院の入学定員や教育課程</u></p>

			<p><u>等を確定し、設置計画書を提出する準備を整えた。</u></p>	
<p>【40】 教育の質の高度化を図るため、日々の教育現場の課題を解決する「実践知」を探求し、課題解決への道を提案する「研究する教育実践者」の養成について、他の教員養成大学・学部と連携した組織化のための研究を行う。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>教員養成の高度化の必要性及び養成する人材像等について、関係大学との意見交換や学内での検討を進めた。学校現場の課題の多様性や社会の急速な変化に伴う新たな課題、さらには「知識基盤社会」に対応するため、教員養成の高度化は不可欠であること、また、<u>教員養成を高度化するためには、「研究する教育実践者」(研究者としての力をもったミドルリーダー)の養成及び教員養成を担当する大学教員(理論と実践の両輪を備えた教員)を養成するシステム作りが必要であることが明らかとなった。</u></u></p> <p>○ <u>養成する人材像に応じたカリキュラムの在り方について、学内での検討及び他の教員養成大学との意見交換等を行い、<u>修士課程・教職大学院からの直進者、学校教員経験者、及びPh. D. 学位をもつ専門学部出身者の3者に対応したカリキュラムがそれぞれ必要であることを確認するとともに、<u>臨床研究に基づく実証性を重視したカリキュラム構成についても検討を進めた。</u></u></u></p>	<p>● 令和元年度（平成31年度）に設置したワーキンググループにおいて、他大学等と連携しながら、教育研究組織の在り方についての研究を進める。</p>
<p>【40】 「研究する教育実践者」を養成する博士課程構想ワーキンググループ（Ed. D. ワーキンググループ（仮称））を設置</p>			<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【40】</p> <p>○ <u>教育研究組織の在り方について、ワーキンググループ設置前に、<u>ワーキンググループのメンバー予定者等による意見交換を行い、<u>教育研究組織を構築するための土台作りとし</u></u></u></p>

	<p>し、教育研究組織の在り方について研究を進める。</p>		<p>て、教員養成の専門性を確立するための「<u>教員養成大学として推進すべき研究領域の明確化</u>」に取り組むことにより、「<u>研究する教育実践者</u>」を養成し、教員養成の高度化を目指す方向性について、研究を進めた。</p> <p>これを踏まえ、『<u>「研究する教育実践者」を養成する博士課程構想ワーキンググループ</u>』を令和2年3月に設置した。3月に第1回の会議を招集で行う予定であったが、北海道では新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が出されたことから、感染拡大の防止の観点から開催を断念し、社会情勢を踏まえて可能な限り早期の開催を目指し、引き続き研究を進めることとした。</p>	
--	--------------------------------	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	【18】 業務改善に資するため、事務組織や事務の在り方を見直し、一層の効率化を図る。
------	--

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
<p>【41】</p> <p>第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした（再掲）。さらに、各種委員会の目的・役割を明確化するとともに組織構成についても見直した。</p> <p>第3期中期目標期間においては、上記ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から、適宜点検を行い、改善策を実施していく。</p> <p>また、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進する等、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。</p>		III		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>ガバナンス改革の趣旨に沿って、事務組織や各種委員会の位置づけ及び役割等を明確にし、業務を効率的に進めるため、運営規則の改正等を行い、各組織の役割と業務を整理した。また、学内規則の体系を整備するため、規則、要項等の位置づけを整理し、学内規則の制定手続きに関する規則及び細則を改正するとともに、各キャンパスにおける規則について、全学規則との関係性を精査し、下位規則へ位置づけられる規則に関して、名称を規則から内規等へ改正し、学内規則の序列と役割を明確にした。</u></p> <p>○ 「<u>事務の効率化・合理化を図るための業務改善計画</u>」を策定し、計画に基づき、札幌地区の防災管理体制における各組織の所掌事務の見直し、法制執務支援システムの導入等の事務の改善・見直しを行った。</p> <p>また、地域連携事業について、効率化等の観点から事務組織の見直しを行い、平成30年度に地域連携推進室を新たに設置し、各業務を一元化し、事務体制を強化した。</p>	<p>● 引き続き、ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、関係規則を適宜点検し、必要に応じて改正するとともに、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進する等、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。</p>

			<p>○ 引き続き、<u>北海道地区の国立大学との業務の共同実施として、旅費システム及び消耗品の共同調達を行い、業務の効率化と経費節減を図った。</u></p>	
	<p>【41】 ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、関係規則を点検し、改正する。また、継続して、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や会議のペーパーレス化の推進など、事務の効率化・合理化と業務改善を進める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【41】</p> <p>○ <u>ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、関係規則の点検を行い、特別補佐について、具体的な役割、人数、任期等を定めるため、「国立大学法人北海道教育大学特別補佐に関する細則」を制定した。</u>また、専任の附属学校園長を配置するため、関係規則の改正を行った。</p> <p>○ <u>継続して、北海道地区の国立大学法人との業務の共同実施として、旅費システム、安否確認システム及び消耗品等の共同調達を行い、業務の効率化と経費節減を図った。</u></p> <p>○ <u>ペーパーレス会議システムを有効利用するため、引き続き見やすく簡潔な資料の作成等を推進し、会議時間等の短縮を図った。</u>また、令和元年度（平成31年度）から、次年度以降の予算執行計画案の策定にあたって毎年度実施している<u>財務ヒアリングについて、ペーパーレス会議により実施するなど、会議のペーパーレス化を図った。</u></p> <p>○ <u>事務効率化・合理化と業務改善を図るため、平成30年度に作成した業務内容表（事務局各課室の業務内容を取りまとめたもの）を</u></p>	

				業務の自己点検に活用することで、事務処理の効率化に生かすこととした。	
--	--	--	--	------------------------------------	--

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等**1. 特記事項****【平成28～30事業年度】**

その他に特記すべき事項

① 大学戦略本部の設置【関連中期計画番号：33】

大学全体のデータに基づく戦略の立案と成果の検証が不十分であるなどの課題に対応するため、平成29年度に学内組織の見直しを断行し、大学運営に関する企画立案を戦略的・組織横断的に行う「大学戦略本部」を新たに設置するとともに、当該本部に大学全体を横断的に捉え、学内の情報を集約・分析する「IR室」を設置した。

また、大学運営上の課題に対応するため、平成30年度に大学戦略本部に戦略チーム（10チーム）を設置し、大学院改革や教員就職率向上等、本学における重要課題について、戦略的に取り組んだ。特に、大学院改革に関しては、戦略チーム（大学院改革チーム）での検討を基に令和2年度に教職大学院のコース見直し、令和3年度に修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行する大学院改革計画を策定する等の成果を上げている。

② 専門職員の配置【関連中期計画番号：33】

本学の事業経営に関わる法務全般を全面的に支援し、法的諸問題の早期解決による業務改善を図るため、平成28年度に高度専門的な業務を担う常勤職員として、学内弁護士（リーガルアドバイザー）を採用・配置した。リーガルアドバイザーからの助言を得ることで、各部署で生じる法的な問題、学内規則の改正、契約書作成等、法的観点を伴う諸業務に迅速かつ適切に対応することができた。

また、これまでの知識経験を活かした高度な専門性を有する人材として、平成29年度に研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を目的としたリサーチ・

アドミニストレーター、学生からの相談対応及び学生のサポートを目的とした学生支援コンシェルジュを配置した。

この他、平成29年度末に大学戦略本部に設置したIR室に、大学戦略の基礎となる情報を調査・分析し、大学運営の支援を行うためテニユア・トラック教員2人を平成30年度から採用・配置した。

③ 男女共同参画に関する取組【関連年度計画番号：36】

平成29年度に実施したアンケート結果において出された育児・介護支援制度の充実や大学教員の研究支援に関する要望等を踏まえ、平成30年度に男女共同参画に係る今後の活動計画を策定した。

策定した活動計画に基づき、平成30年度に育児・介護支援制度や大学教員の研究支援等を充実させるため、子の看護休暇及び介護休暇に係る取得要件を緩和、育児・介護に係る勤務時間短縮措置（育児・介護時間の取得、育児・介護短時間勤務の実施）、大学教員が育児・介護休業及び短時間勤務中等の際に非常勤講師手当を配分する、非常勤講師措置制度の導入等について、令和元年度（平成31年度）からの実施に向けた規則の整備等を行った。また、育児・介護に関する諸制度に関するパンフレットを作成し、大学ホームページで公表するとともに、全教職員に周知した。

④ 業務の効率化及び管理経費抑制に向けた取組【関連年度計画番号：41、43】

従前より実施しているタブレットの活用によるペーパーレス会議について、平成28年度から新たに役員連絡会（年間約24回開催）でも導入することで、これまで事前説明用及び当日配付として作成していた紙資料の印刷を約88%削減し、業務の効率化及び負担軽減を図った。また、複写機のフルカラー印刷から2色印刷の推奨等管理経費の削減に繋がる事例を周知し、複写機利用料について平成27年度と比較して各年度平均で約637千円（約27%）を削減した。

⑤ ガバナンスの強化に関する取組【関連年度計画番号：33、41】

○大学戦略本部の設置

ガバナンス改革の一環として、戦略的・効果的な法人運営を行うため、大学運営に関する企画立案を戦略的・組織横断的に行う「大学戦略本部」を平成29年度に新たに設置した。大学戦略本部における具体的な取組及び成果の内容は、P31左欄【**関連中期計画番号：33**】を参照。

○ガバナンス改革に基づく学内規則の体系化に関する取組

ガバナンス改革及び強化の一環として、学内規則の体系化を行うため、平成29年度に「学内規則の制定手続に関する規則」及び「学内規則の制定手続に関する細則」を改正し、学長が制定する規則の種別及び各キャンパス等の長が制定できる規則の種別を明確にするとともに、学内規則の種類、定義及び規則の制定・改正手続（決裁過程等）を明確化した。また、当該規則改正を踏まえ、平成30年度には各キャンパスの規則と全学規則の関係性を精査し、全学規則の下位規則へ位置づけられる25の規則に関して、名称を規則から内規等へ改正し、学内規則の序列と役割を明確にした。

【平成31事業年度】

その他に特記すべき事項

① 教務企画アドバイザーの配置【関連中期計画番号：33】

カリキュラム開発支援等の教務関連業務の円滑な遂行を図るため、令和元年度（平成31年度）に「教務企画アドバイザー」を配置した。本アドバイザーが中心となり、教員養成改革協議会の各提言に基づく授業・教育課程の改善の状況に係る検証を行い、検証結果を「カリキュラム改善策の検証（令和元年度実施分）報告書」として取りまとめるなど、カリキュラム改革を推進した。

② 教員を対象とした学長表彰の実施【関連中期計画番号：35】

単年度での評価が難しいもの、継続性が必要なものについて評価を行う「3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）」を実施し、評価結果に基づき、当該評価による初めての学長表彰を実施した（表彰者6人）。

また、学長表彰においては、表彰の魅力・価値の向上、受賞教員の継続的な活動支援のため、副賞として、受賞者1人当たり、研究費を1年につき20万円、3年で計60万円を配分することとした。

③ ガバナンスの強化に関する取組【関連中期計画番号：31】

附属学校園の機能強化を図るとともに、大学との連携をより強化するため、附属学校園に専任の校長を配置することとし、就業規則等関係規則の改正を行い、配置に向けた体制を整備した。これを踏まえ、選考・採用手続等を実施し、令和2年度から附属旭川幼稚園において専任園長を配置することとした。

2. 共通の観点に係る取組状況

（ガバナンス改革の観点）

○ 戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

① 大学戦略本部の設置

ガバナンス改革の一環として、戦略的・効果的な法人運営を行うため、大学運営に関する企画立案を戦略的・組織横断的に行う「大学戦略本部」を平成29年度に新たに設置した。大学戦略本部における具体的な取組及び成果の内容は、P31左欄【**関連中期計画番号：33**】を参照。

② 地域連携・貢献事業に係る組織の一元化

本学の特色の一つである地域連携・貢献事業を強化するため、これまで複数の部署で実施していた業務及び事務体制を一元化する新たな事務組織として「地域連携推進室」を平成30年度に設置した。これにより、教育委員会等への窓口を一本化し、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協議の場として、新たに「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」及び「北海道教育大学と札幌市教育委員会との連携に関する協議会」をそれぞれ設置し、新たな教職大学院の教育研究組織の設計へ向けた協議を進める等、新たな地域連携・貢献事業を推進した。

③ 循環型省エネルギー活動促進経費の導入

平成 29 年度から、エネルギー消費量を抑制したキャンパスに対し、光熱水料削減相当額を原資としてインセンティブを配分する循環型省エネルギー活動促進経費を導入した。インセンティブを得るためには、前年度のエネルギー消費量を他キャンパスより抑制するとともに、光熱水料の支出を抑制する必要があることから、各キャンパスにおいては、インセンティブ配分を次の省エネに向け戦略的に投資する「省エネ→実績→還元」のサイクルを構築し、省エネ活動を促進した。また、削減した光熱水料相当額は、過去 5 年間の光熱水料の決算額と比較して、平成 29 年度：約 40,000 千円 平成 30 年度：約 4,000 千円 令和元年度（平成 31 年度）：約 36,000 千円となった。

④ 戦略的経費の基盤的経費化

学長戦略経費等の戦略的経費による継続事業のうち、優れた成果を上げた事業で、かつ恒常的な経費と認められるものについて基盤的経費により配分する仕組みを平成 29 年度から導入した。これにより、優れた事業を安定的に実施することを可能にするとともに、基盤的経費化は事実上の増額配分であることから、成果に応じたインセンティブ配分として、キャンパス等の取組の促進・加速を図った。

⑤ キャンパス長等戦略経費のインセンティブ経費化

キャンパス独自の活動・取組の推進や、活性化・特色化を図るための戦略的経費として各キャンパスに配分するキャンパス長等戦略経費について、第 2 期中期目標期間においては一定額（3,000 千円×5 キャンパス）を配分する経費であったが、平成 28 年度から、入学者定員充足率、科研費申請率（平成 30 年度から採択率に変更）、学生就職率によってインセンティブを付す経費へと見直しを行った。これにより、キャンパス間の競争性を高め、取組を活性化するとともに、成果に応じたメリハリのある予算配分を行うことが可能となった。配分された予算をキャンパス独自の広報活動へ充当した一部のキャンパスにおいては、平成 29 年度に実施した入学試験の志願者数が、平成 28 年度比で 29% 増（668 人から 862 人へ増加）となるなど、配分・活動促進・増収の好循環が得られた。なお、直近の事例として、令和元年度（平成 31 年度）における各キャンパスへの配分額は最大 3,731 千

円、最低 1,170 千円（最大 69% 差）であった。

⑥ 教員人事委員会の設置

教員選考を行う常設組織を設置し、教員選考に特化した専門的な集団を形成するため、平成 28 年度に教員人事委員会を新たに設置した。

これにより、当該分野の専門家として適切に業績評価を行うだけでなく、教員選考手続きにも精通した専門人材を育成することで、円滑な教員選考の実施を行うことが可能となった。あわせて、採用人事にあつては当該委員会において採用候補者を原則複数名選出することとし、最終的に学長が複数の候補者の中から選考を行うことで、学長が実質的な決定権を有し、その責任を負う仕組みを構築した。

⑦ 学内規則の体系化に関する取組

平成 27 年度に実施したガバナンス改革の趣旨を踏まえ、学内規則の序列と役割を明確にするため、平成 29 年度に「学内規則の制定手続に関する規則」及び「学内規則の制定手続に関する細則」を改正した。これにより、学長が制定する規則の種別及び各キャンパス等の長が制定できる規則の種別を明確にするとともに、学内規則の種類及び定義並びに規則の制定及び改正に係る手続（決裁過程等）を明確化し、規則全体の適正な管理運用を図ることができるよう体系化した。

また、平成 30 年度には、平成 29 年度に実施した学内規則の体系化に基づき、各キャンパス等の規則について、全学規則との関係性を精査し、全学規則の下位規則へ位置づけられる 25 の規則に関して、名称を規則から内規等へ改正し、学内規則の序列と役割を明確にし、学内規則の体系化を完了した。

○内部監査や監事監査結果の法人運営への反映状況

⑧ 内部監査及び監事監査体制の強化に関する取組

内部監査について、本学監査室において毎年度、内部監査年次計画に基づいて業務及び会計に関する監査を実施している。内部監査は書面監査のほか、全キャンパスに赴いての現地監査を実施し、全学共通の監査事項及び公的研究費の不正使用防止に関するリスクアプローチ監査についても実施している。また、監事及び会計監

査人とも緊密に連携しながら、各業務におけるリスクについて緊急度の高い項目の洗い出しを行い、その中でも優先度の高いものを監査事項として設定し、業務のリスク対応が有効に機能しているか実効性を検証している。令和元年度（平成 31 年度）においては、研究生等外国人留学生を受け入れる際の修学目的及び日本語能力の判定に関して一部適切な確認がされていないことが判明したことから改善提案を行ったことで、入学手続書類に必要書類を加える等対応が改善された。

監事監査に関しては、監事の役割の強化に伴い、監事が役員会、教育研究評議会、経営協議会等の重要な会議に出席し、課題等を把握するとともに、国や他大学の教育に関する施策や取組の動向を注視しながら、監査項目を設定し、全キャンパス、全附属学校園及び役員に対して、ヒアリングを含めた監査を実施している。

監事監査結果については、意見を付した監事監査報告書として学長へ報告され、学長はその報告書に基づき、改善すべき事項について改善措置を講じるとともに、その措置状況の把握を行っている。

なお、令和元年度（平成 31 年度）においては、監事監査報告書により報告された 13 項目にわたる監事意見に対して、各関係部局において検討・改善を行った。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	【19】 外部資金、寄附金の獲得を促進しつつ、自己収入の増加を目指す。
------	-------------------------------------

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
<p>【42】</p> <p>自己収入増加のため、以下の取組を進める。</p> <p>① 学外との共同研究，科学研究費助成事業，奨学寄附金等の外部資金を積極的に獲得するため，教員と職員が協働し，研究助成関係の公募に積極的に応募する体制を強化する。</p> <p>② 外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに，引き続き，寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。</p> <p>③ 第2期中期目標期間の後半から実施した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を，引き続き行う。</p>		IV		<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略）</p> <p>○ 科研費の申請及び採択を増加させるため，採択となった研究計画調書を集めた「研究計画調書集」や留意点をまとめた「研究計画調書作成上のポイント」の作成・配付，科研費説明会の開催，各教員への個別の支援・相談等を実施した。</p> <p>○ <u>平成29年度に研究支援体制を強化するため，大学戦略本部に，研究に係る戦略立案・課題解決を実行する研究戦略チームを設置するとともに，研究支援に係る専門人材としてリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し，各研究プロジェクトに対してURAが中心となって支援・相談を行う体制を構築することにより，研究支援を強化した。</u></p>	<p>● 引き続き，教員が外部資金に応募しやすい研究環境を整備し，競争的資金等への応募を支援するとともに，教員と職員が協働し，外部資金を積極的に獲得する。</p> <p>また，各種募金活動，「キャンパス活性化リノベーション事業」，「経営力強化方策」を始めとする自己収入獲得方策を実施し，自己収入の増加を目指すとともに，これまでに実施した取組について，最終評価を行う。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの取組により、平成28年度から平成30年度における科研費申請率の平均は、第2期の平均63.5%を上回る72.8%となった。 ○ 寄附金獲得を積極的に推し進めるため、ファンドレイザーを配置し、北海道内の企業及び個人、本学同窓会員への寄附依頼等を行うとともに、平成28年度税制改正に対応した「経済的理由により修学困難な学生に対する修学支援事業」の新設や寄附者の多様なニーズに応える基金事業の拡充、クレジットカード決済の導入等を実施した。 これらの取組により、<u>平成28年度から平成30年までの獲得額は、中期計画に掲げる目標額「3,000万円」の約2.9倍となる、87,355千円となり、3年間で目標を大幅に上回る寄附金を獲得した。</u> ○ 平成27年4月1日から開始した卒業生・修了生等に係る<u>証明書発行の有料化を引き続き行い、平成28年度から平成30年度の3年間で約4,358千円の収入を得た。</u> 	
	<p>【42-1】 科研費・共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部資金獲得を教職協働により支援するとともに、大型の外部資金獲得</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【42-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金獲得に向けた教職協働の取組として、<u>教員及び事務職員のリサーチ・アドミニストレーター（URA）が協力・企画した科研費説明会を5キャンパスで開催した。</u> 	

	<p>に繋がる研究シーズの発掘や申請書作成支援等を行う。また、若手研究者に対し学長戦略経費等の学内予算を配分するとともに、研究計画書作成支援を行う。</p>		<p>また、<u>大型の外部資金獲得に繋がる研究シーズの発掘を発掘するため、URAが中心となり、教員への働きかけや研究相談を行うとともに重点的な申請書作成支援等を実施した。</u></p> <p>令和2年度の基盤研究B（新規・継続含む）は第3期中で最高の10件（H28：6件，H29：5件，H30：6件，R1：9件）となった。なお、令和元年度（平成31年度）の科研費申請率は70.3%で、平成28年度からの4年間の科研費申請率の平均は、72.2%であった。</p> <p>○ <u>新任教員及び若手研究者に対する研究を支援するため、学長戦略経費（若手教員研究支援経費、新任教員研究支援経費）により予算を配分</u>（若手教員研究支援経費：2件600千円。新任教員研究支援経費：7件698千円）するとともに、<u>URAによる科研費の研究計画調書の作成支援等を行った。</u>これらの取組の結果、令和2年度科研費の若手研究において、申請14件のうち、9件が採択された（採択率64.3%）。</p>	
	<p>【42-2】</p> <p>北海道内各地の企業を中心にファンドレイザーによる募金活動、クレジットカード決済システム等による寄附、大学ウェブサイト等での広報活動</p>	<p>IV</p>	<p>【42-2】</p> <p>○ 自己収入の増加に向けて、引き続きファンドレイザー等による企業訪問、本学同窓会会長への寄附協力、クレジットカード決済システムによる寄附等の取組を行うとともに、大学ウェブサイト^に基金授与式に関するトピックスの掲載等の広報活動を行った。</p>	

	<p>を通して、自己収入の増加を目指す。また、卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を引き続き行うとともに、新たな自己収入の増加策について検討を行い、導入可能なものについて実施する。併せて、平成28年度から平成30年度までの3年間に実施した自己収入の増加策についての検証・分析を行う。</p>		<p>また、<u>寄附獲得を促進するための新たな取組として、キャンパスが事業を企画・立案し、事業費に応じて寄附目標額を定め、寄附目標額を達成した事業から順次学内予算を充当し事業を実現する「キャンパス活性化リノベーション事業」を創設し、4件を採択した。</u>採択事業それぞれが寄附金獲得に努めた結果、当該事業4件全てが寄附目標額を達成し、計10,406千円（目標額：8,820千円）を獲得した。</p> <p>これらの取組により、<u>平成31年の獲得額についても、平成30年度に引き続き中期計画に掲げる目標額「3,000万円」を上回る32,304千円を獲得した。</u></p> <p>○ <u>これまでの自己収入の増加策の検証・分析を行い、潜在的寄附者への宣伝や寄附者への継続的な働きかけを実施することとし、平成30年度に引き続き、同窓会会員を対象に寄附の案内（リーフレット）の送付、一定額以上の寄附者（個人、法人・団体：259人、対象期間：平成28年度～令和元年8月末まで）を対象とした演奏会への招待等を実施した。</u></p> <p>○ 平成27年4月1日から開始した卒業生・修了生等に係る<u>証明書発行の有料化を、引き続き行った。</u>（証明書発行手数料：1,328千円）</p>	
--	---	--	--	--

			<p>○ 上記の取組に加え、「特定ミッションタスクフォース（SMTF）」を設置し、さらなる外部資金獲得や自己収入の増加に向けた様々な方策を検討した。また、国立大学改革方針に基づく「第4期以降も見据えた大学の将来構想」実現のための「経営力強化方策（案）」を策定し、外部資金獲得のための具体的な取組について検討した。</p>	
--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	【20】 管理的経費の削減策を検証しつつ、さらなる経費削減に向けて計画的な取組を推進する。
------	---

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
<p>【43】</p> <p>第2期中期目標期間は北海道内の国立大学と7件の共同調達を実施し、共同調達によるスケールメリットの活用（調達コスト低減）及び業務負担の軽減を図った。第3期中期目標期間には第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに新たな共同調達の実施、省エネ等の推進、コスト意識の徹底により、業務費に対する一般管理費比率について、全国11教員養成系大学における平均値（平成26年度4.22%）以下に抑制する。</p>		III	<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スケールメリットを活かした管理経費の削減を行うために、<u>第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに、新たに、事務用パソコンの一括リース、トイレトペーパーの共同調達を実施した。</u> ○ 管理経費削減に向けて各種取組（コピー枚数の削減、2色印刷及び両面印刷の推奨、定期刊行物の見直し等）を実施し、平成28年度から平成30年度における業務費に対する<u>一般管理費比率について、各年度において目標（4.22%以下）を達成した（H28：3.09%、H29：3.22%、H30：3.33%）。</u> ○ 工事費用と経費削減効果の事前検証に基づく6か年の照明設備LED化事業計画による 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、北海道内の国立大学との共同調達を実施するとともに、新たな共同調達へ向けた検討を行う。また、照明設備LED化事業計画に基づく第5期及び第6期事業を実施する。 ● 引き続き、コスト意識の徹底を図るための取組を実施し、業務費に対する一般管理費率を4.22%以下に抑制する。 	

照明設備の改修事業を実施し，改修前と比較して，消費電力等を大幅に削減した。

年度	削減電力量 (kWh)	削減率	電力料換算 (千円)
H28	5,520	約84%	88
H29	97,077	約57%	1,552
H30	52,348	約73%	837

【43】

第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに，北海道内国立大学法人との新たな共同調達へ向けた検討を行い，可能なものについて実施する。また，照明設備LED化事業計画に基づく第4期事業を実施するとともに，コスト意識の徹底を図るために全学に対して管理経費削減に向けての周知を行う。併せて，平成28年度から平成30年度までに実施した取組について，検証を行う。

(平成31事業年度の実施状況)

【43】

- 第2期中期目標期間中の効果的な共同調達（リサイクルPPC，トイレトーパー，総合複写サービス）を継続するとともに，新たな共同調達に向けた検討を行い，トイレトーパーについては，札幌・函館・岩見沢地区に加え，令和2年度から新たに旭川地区でも実施することとした。
- 6か年の照明設備LED化事業計画に基づく第4期事業を実施するとともに，計画を前倒しして，旭川校構内外灯取替工事等を実施した。当該事業に基づく省エネ効果を検証し，改修前と比較して年間での削減効果（見込）は53,617 kWh（約62%減），電力料金換算では857千円となった。

III

			<p>○ <u>コスト意識の徹底を図るため、複写機の2色印刷や両面印刷の推奨、定期刊行物の見直し等について全学に対して通知した。</u></p> <p>○ <u>平成28年度から平成30年度までに実施した取組について検証を行い、以下のとおり取組の成果を確認した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に策定した照明設備LED化事業計画に基づく実施（前倒し実施を含む）により、<u>改修前と比較して、年間154,945kWh、電力料金換算で2,477千円の削減を達成した。</u> ・コスト意識の徹底を図るための<u>全学に向けた周知の実施、定期刊行物・消耗品図書等の契約の見直し等により、平成27年度と比較して5,611千円の削減を達成した。</u> <p>○ これらの取組により、<u>令和元年度（平成31年度）における業務費に対する一般管理費比率は3.20%となり、目標（4.22%以下）を達成した。</u></p>	
--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	【21】 安定した大学運営を行うため、資産と資金の有効な運用を行う。
------	------------------------------------

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定

<p>【44】</p> <p>平成28年度には建築後30年を超過する未改修の建物が全体面積の約44%となる見込みである。施設の老朽化に伴って、多様化する新たな教育研究へ対応するためのスペース創出や、安心・安全な環境の確保が課題となる。これらの資産を有効に活用するために、第2期中期目標期間には、施設・設備の点検・評価及び必要かつ計画的な整備による予防保全を前提とした運用管理を行うため、「施設維持管理マニュアル」による施設等の定期点検・評価を実施することによって、資産の点検体制を構築した。</p> <p>第3期中期目標期間においては、引き続き予防保全による計画的な維持管理体制を基盤として、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実並びに資産の用途・目的について点検・評価を行う。</p> <p>また、ライフサイクルコストによる費用対効果に基づく資産運用方針を策定し、更なる学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。</p>		IV	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度に、各自治体におけるライフサイクルコストに関する取組について調査を実施し、調査結果等を踏まえ計画的な保守点検と予防型保全によりコスト縮減を図ることを基本方針とした資産運用方針を策定した。 ○ 平成28年度に策定した<u>資産運用方針に基づき、各キャンパスの資産の用途・目的について点検・評価及び整理を行った。</u>これにより、資産の老朽度や緊急性についての現状把握が完了したことから、<u>平成30年度に中長期の保全計画である「建物長寿命化整備計画」及び「ライフライン等長寿命化整備計画」を策定した。</u> ○ 「建物長寿命化整備計画」及び「ライフライン等長寿命化整備計画」の策定に伴い、<u>キャンパスマスタープランへ当該計画に関する内容を反映させるとともに、各キャンパスのライフライン整備図面を追加するなど、キャンパスマスタープランを充実させた。</u> ○ <u>土地及び建物の貸付料収入を増加させるため、平成28年度に貸付料を増額改定するとともに、一定条件のもとで、営利目的や個人的な利用が可能となるよう不動産貸付事務要項を改正し、貸付対象を拡大した。</u>これらの取 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期キャンパスマスタープランを策定する。 <p>また、引き続き学外者の利用促進を図り、安定した運用を継続するとともに、第2期中期目標期間以降の土地及び建物の貸付による収入の推移を検証する。</p>
---	--	----	--	--

			<p>組により、<u>中期計画に掲げる目標（第2期中期目標期間の平均比から10%以上増加）を大幅に上回る貸付料収入を得た。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 304 1738 552"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>収入実績</th> <th>第2期中期目標期間からの増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>5,035千円</td> <td>48%増</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5,531千円</td> <td>63%増</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>6,936千円</td> <td>104%増</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	収入実績	第2期中期目標期間からの増加率	H28	5,035千円	48%増	H29	5,531千円	63%増	H30	6,936千円	104%増	
年 度	収入実績	第2期中期目標期間からの増加率														
H28	5,035千円	48%増														
H29	5,531千円	63%増														
H30	6,936千円	104%増														
	<p>【44】 平成30年度に実施した全キャンパスの資産の点検・評価結果に基づき、資産運用方針及びキャンパスマスタープランの施設整備計画について見直しを行う。また、土地及び建物の貸付による収入の増加については、平成29年度及び平成30年度に引き続き、学外者の利用促進を図り、安定した運用を継続する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【44】</p> <p>○ <u>平成30年度に実施した全キャンパスの資産の点検・評価結果に基づき資産の老朽度や急性について現状を把握した結果、資産運用方針については修正の必要がないことを確認した。</u>また、当該点検・評価結果に基づき策定した「<u>建物長寿命化整備計画</u>」の計画内容をもとに、<u>キャンパスマスタープランの施設整備計画を修正した。</u></p> <p>○ リピーターの確保が安定的な貸付料収入を確保する上で重要な要素となることから、利用の継続を働きかけるとともに、利用の多い講義室や屋内外の体育施設について老朽箇所の改善整備を行い、学外者の利用促進を図った。</p> <p><u>令和元年度（平成31年度）の不動産貸付収入は8,100千円（平成30年度比約1,164千円</u></p>													

			<p>増)となり、第2期中期目標期間の平均比で<u>139%増加し、中期計画を達成した。</u></p> <p>○ 職員宿舍保有数の適正化並びに維持管理費の削減を目的とした「職員宿舍整備基本方針」を平成30年度に策定した。本方針に基づき、職員宿舍4棟について、宿舍機能を廃止し大学倉庫として利用することで資産の有効活用を図った。これに伴い、地方税（固定資産税）の減免（約590千円減）につながった。</p>	
<p>【45】</p> <p>資金運用による運用益を獲得するために、第2期中期目標期間には、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）を行う中で単独の運用より有利な運用と考えられる運用を69回実施し、総額270万円の運用益を獲得した。第3期中期目標期間においても、引き続き、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用益の確保に取り組む。</p>	<p>III</p>		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 適切なリスク管理や積極的な運用を行うための資金計画を作成し、業務運営に必要な資金を確保した上で、<u>北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）に積極的に参加し、運用益（H28：161千円、H29：217千円、H30：443千円）を獲得した。</u></p>	<p>● 運用可能な金額及び日数の中で最大限の運用益を獲得するため、より運用利率の高い長期の案件から優先的に運用する。また、これまで実施したJファンド5年間の運用実績等の最終評価を行う。</p>

	<p>【45】 適正な資金管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）に積極的に参加する。平成29年度から、Jファンドの利用可能な全ての日数において運用を行い、安定的な運用益を確保してきたことから、引き続き同程度の運用日数を維持し、最大限の運用益の獲得を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【45】 ○ 適切なリスク管理の下、積極的な運用を行うための資金計画を作成し、業務運営に必要な経費を確保した上で、<u>北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）に積極的に参加し、運用を行った。</u>運用可能な金額及び日数の中で最大限の運用益を獲得するため、従前よりもより運用利率の高い長期の案件から優先的に運用を行った。 その結果、<u>1年間に326日間の運用を行い、前年度比で約3.4倍（約106万円増）となる1,506千円の運用益を獲得した。</u>運用益は学生支援に活用することとし、留学による授業料免除の一部に充てた。</p>	
--	---	------------	---	--

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

中期計画又は年度計画を上回って実施した計画（自己評価を「IV」とした計画）の取組内容や成果、及び上回ったと考える根拠

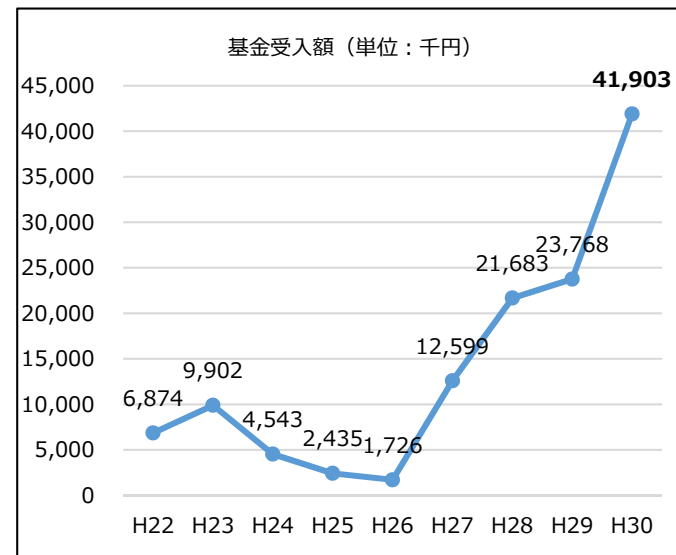
① 寄附金の獲得に向けた取組【関連中期計画番号：42】

ファンドレイザーによる企業・各キャンパス同窓会等への訪問や本学同窓会会員に対する寄附依頼用パンフレットの送付等を通して、寄附金の獲得に向けて取り組んだ。平成28年度には税制改正に対応して「経済的理由により修学困難な学生に対する修学支援事業」を新設するとともに、寄附者の多様なニーズに応えるため「キャンパスを指定した寄附」ができるよう基金事業を拡充した。平成29年度には寄附者の利便性向上のためクレジットカード決済システムの運用を開始するとともに附属学校（園）への支援事業などを新設した。

また、基金に関する活動を広く周知するため、大学ウェブサイトへ基金授与式、高額寄附者への感謝状贈呈等に関するトピックスの掲載等を行った。平成30年度には寄附者への謝意と継続的な支援につなげていくため、過去3年間（平成27年度から平成30年8月末まで）における一定額以上の寄附者（個人及び法人・団体：計272人）を本学が開催する演奏会へ招待した。

これらの基金獲得に向けた取組により獲得額は年々増加し、平成28年度から平成30年度に獲得した基金の総額は、中期計画に掲げる目標額「3,000万円」の約2.9倍となる、87,355千円となった。

このほか、文部科学省主催の寄附フォーラムに参加し、他大学におけるファンドレイジング活動等について情報収集をするとともに、収集した他大学の先行事例等を基に、新たな自己収入獲得方策の検討を行った。



② 不動産貸付料収入の増加に向けた取組【関連中期計画番号：44】

土地及び建物の貸付料収入を増加させるため、平成28年度に貸付料を増額改定するとともに、一定条件のもとで、営利目的や個人的な利用が可能となるよう不動産貸付事務要項を改正し、貸付対象を拡大した。これらの取組により、中期計画に掲げる目標（第2期中期目標期間の平均比から10%以上増加）を大幅に上回る貸付料収入を得た。

第2期中期目標期間の平均額	3,394千円	
年 度	収入実績	第2期中期目標期間からの増加率
平成28年度	5,035千円	48%増
平成29年度	5,531千円	63%増
平成30年度	6,936千円	104%増
平成28～30年度の平均額	5,834千円	72%増

その他に特記すべき事項

③ 経費削減に向けた取組【関連中期計画番号：43】

平成28年度に工事費用と経費削減効果の事前検証に基づく6か年の照明設備LED化事業計画を策定・実施したことにより、改修前と比較して十分な省エネ効果を実現した。

年度	削減電力量 (kWh)	削減率	電力料換算 (千円)	実施場所
H28	5,520	約84%	88	札幌外灯
H29	97,077	約57%	1,552	附属図書館
H30	52,348	約73%	837	釧路キャンパス

また、スケールメリットを生かした管理経費の削減を行うため、業務用パソコンのリースやトイレットペーパー購入などにおいて北海道内の国立大学と共同調達を実施するとともに、学内においてもコスト意識の徹底を図るための通知の発出や定期刊行物等の見直しを実施した。これらの取組により業務費に対する一般管理費比率は、平成28年度は3.09%、平成29年度は3.22%、平成30年度は3.33%となり、中期計画に掲げる目標（4.22%以下）を達成した。

④ 財務基盤の強化に関する取組【関連中期計画番号：42, 44】

財務基盤の強化に向けた自己収入増加を図るため、本学では、中期計画42において「外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに、引き続き、寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。」と定めている。

このことから、第3期中期目標期間の初年度である平成28年度において、税制改正に対応した「経済的理由により修学困難な学生に対する修学支援事業」を新設するとともに、寄附者の多様なニーズに応えるため「キャンパスを指定した寄附」ができるよう基金事業を拡充した。また、寄附金（基金）獲得のための戦略立案・広報・対外折衝に従事するファンドレイザーを配置し、企業を訪問するなどの積極的な活動を行った。

平成29年度には基金事業に、附属学校（園）の施設・設備の整備及び活動支援を目的とした附属学校（園）支援事業を新設した。

これらの取組を、平成30年度においても引き続き実施し、目標を大きく上回る寄附金（基金）を獲得した（平成28年度から平成30年度の取組による成果についてはP48左欄【関連中期計画番号42】参照）。

同じく、中期計画44において「学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。」と定めている。

このことから、第3期中期目標期間の初年度である平成28年度において、貸付料を増額改定するとともに、学外者の利用を促進するため、一定条件のもとで営利目的や個人的な利用が可能となるよう不動産貸付要項の改正を行い、平成29年度から運用を開始した。

これらの取組を平成30年度においても引き続き実施し、目標を大きく上回る不動産貸付収入を獲得した（平成28年度から平成30年度の取組による成果についてはP48右欄【関連中期計画番号44】参照）。

【平成31事業年度】

中期計画又は年度計画を上回って実施した計画（自己評価を「IV」とした計画）の取組内容や成果、及び上回ったと考える根拠

① 寄附金の獲得に向けた取組【関連中期計画番号：42】

自己収入の増加に向けて、引き続きファンドレイザー等による企業訪問、本学同窓会会長への寄附協力、クレジットカード決済システムによる寄附等の取組を行うとともに、大学ウェブサイトにも基金授与式に関するトピックスの掲載等の広報活動を行った。

また、寄附獲得を促進するための新たな取組として、キャンパスが事業を企画・立案し、事業費に応じて寄附目標額を定め、寄附目標額を達成した事業から順次学内予算を充当し事業を実現する「キャンパス活性化リノベーション事業」を創設し、4件を採択した。採択事業それぞれが寄附金獲得に努めた結果、当該事業4件全てが寄附目標額を達成し、計10,406千円（目標額：8,820千円）を獲得した。

これらの取組により、平成31年の獲得額についても、平成30年度に引き続き中期計画に掲げる目標額「3,000万円」を上回る32,304千円を獲得した。

平成27年4月1日から開始した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を、引き続き行った。(証明書発行手数料：1,328千円)

上記の取組に加え、「特定ミッションタスクフォース(SMTF)」を設置し、さらなる外部資金獲得や自己収入の増加に向けた様々な方策を検討した。また、国立大学改革方針に基づく「第4期以降も見据えた大学の将来構想」実現のための「経営力強化方策(案)」を策定し、外部資金獲得のための具体的な取組について検討した。

その他に特記すべき事項

② 不動産貸付料収入の増加に向けた取組【関連中期計画番号：44】

リピーターの確保が安定的な貸付料収入を確保する上で重要な要素となることから、利用の継続を働きかけるとともに、利用の多い講義室や屋内外の体育施設について老朽箇所の改善整備を行い、学外者の利用促進を図った。

令和元年度(平成31年度)の不動産貸付収入は8,100千円(平成30年度比約1,164千円増)となり、第2期中期目標期間の平均比で139%増加し、中期計画を達成した。

③ 財務基盤の強化に関する取組【関連中期計画番号：42, 44】

財務基盤の強化に向けて、引き続き寄附金(基金)の獲得及び土地及び建物の貸付による収入増に向けて取り組み、中期計画に掲げる数値目標を大きく上回る寄附金(基金)及び貸付料収入を獲得した(令和元年度(平成31年度)の取組による成果についてはP49右欄【関連中期計画番号42】及び上記【関連中期計画番号44】参照)。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組状況

① 寄附金の獲得に向けた取組

ファンドレイザーによる企業・各キャンパス同窓会等への訪問や本学同窓会会員に対する寄附依頼用パンフレットの送付等を通して、寄附金の獲得に向けて取り組んだ。具体的な取組及び成果の内容は、P48左欄及びP49右欄【関連中期計画番号：42】を参照。

② 資産の有効による自己収入の増加に向けた取組

平成28年度に現行の施設利用の状況整理及び他大学等の施設貸出の状況調査を実施し、施設を利用する条件として公共性を求めるなど用途が限定的であるという課題が明らかになった。調査結果を受け、貸付料を増額改定するとともに、一定条件の下で、営利目的や個人的な利用が可能となるよう不動産貸付事務要項を改正し、平成29年度から運用を開始した。具体的な取組及び成果の内容は、P48右欄及びP49左欄【関連中期計画番号：44】を参照。

○ 財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

③ 循環型省エネルギー活動促進経費制度の導入

本学では、財政面に裏付けされた持続可能なキャンパスづくりを目指す施設マネジメントの観点から、過去5年間における光熱水料の決算額と、電気・ガス・重油のエネルギー消費量の比較による財務分析を実施している。その分析結果に基づく特色ある取組として、平成29年度から、エネルギー消費量を抑制したキャンパスに対し、光熱水料削減相当額を原資としてインセンティブを配分する循環型省エネルギー活動促進経費を導入した。当該経費に関する具体的な取組及び成果の内容は、P32右欄【③ 循環型省エネルギー活動促進経費の導入】参照。

④ 教育研究コストの見える化資料の作成

平成30事業年度決算の財務情報と教員数等の非財務情報とを組み合わせ、学部・大学院、附属学校等を地域別に細分化すること等により得られた各指標の分析結果を活用し、学長のリーダーシップによる戦略的・効果的な学内の資金配分・投資や、

広くステークホルダーに対する戦略的な情報公開及び広報を行うための教育研究
コストの見える化資料を作成した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	【22】 第2期中期目標期間において、評価体制の整備と評価に関する広報を充実し、大学における評価活動を定着させてきた。第3期中期目標期間では、教育の質を保証する観点から、様々な情報を活用する仕組みを取り入れ、教育の質の改善・向上に焦点をあてた、内部質保証のPDCAサイクルを確立する。
------	--

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
<p>【46】</p> <p>大学の教育を中心とした諸活動における質保証について、国内外の事例や他大学における取組の調査及び研究を行い、大学教育の質の向上に結びつけるシステムを構築し、そのシステムの有効性について検証を行う。</p>		III		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>平成28年度に質保証に関する各種フォーラムや学会での情報収集、他大学の取組状況等の調査・研究を実施した。</u>これらの調査等に基づき、平成29年度に実施を予定している<u>他大学における大学教育の質の保証に関する取組と本学の取組状況の比較・分析に向けた検討材料をまとめた。</u>調査の結果等、及び大学機関別認証評価の第3サイクルに係る評価基準等を勘案し、<u>平成30年度に現行の点検評価規則を廃止し、内部質保証の方針、実施体制・方法等を規定した新たな規則「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」を制定した。</u>これにより、本学において、内部質保証のため点検・評価を実施することを明確にした。</p>	<p>● 令和元年度（平成31年度）に実施した評価の実施体制・方法等の検証結果を踏まえ、教育に焦点をあてた、内部質保証体制等の見直しを行うとともに、その有効性を検証する。</p>

	<p>【46】 平成30年度に制定した「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」に基づき各種評価を実施するとともに、当該評価活動の実施体制・方法等の検証を行う。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【46】 ○ 「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」（以下「内部質保証規則」）に基づき、平成30年度年度計画に係る自己点検評価を実施し、<u>その実施体制・方法等の検証を質保証システムマネジメントチームにおいて行った。</u>その結果、新規則に基づく実施体制・方法に問題等がなかったが、今後の課題として、4年目終了時評価に向けた役割分担等の見直し、内部質保証体制全体の再整備に向けた関係規則の見直し・改正等が必要となることが明らかとなった。</p> <p>以上の<u>検証の結果を踏まえ、4年目終了時評価に向けた役割分担等の見直しを行った。</u>また、<u>内部質保証体制全体の再整備に向けて、内部質保証規則の改正について検討を行うとともに、認証評価基準に定める各項目（教育課程，施設設備，学生受入，学生支援）に係る内部質保証体制を整備するため、関係規則の制定・改正等に係る検討を行った。</u></p>	
--	---	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	【23】 社会・地域から求められる大学として、戦略的な広報活動を推進する。
------	---------------------------------------

中期計画	平成31年度年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
<p>【47】</p> <p>大学が地域に開かれた身近な存在として広く理解されるために、地域の教育研究活動拠点として、大学における学生活動の様子や現職教員への支援等の取組のほか、キャンパスが所在する地方公共団体等と連携した地域振興イベントによる広報活動等を、動画等を用いながら大学公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に情報発信する。特に、大学公式 SNS として平成 26 年度より活用している Facebook においては記事を年間約 60 件掲載する。</p>		III		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>学生生活の様子や学生の活躍，地方自治体等と連携した本学の特色ある事業及び現職教員を対象としたフォーラム等について，大学公式Facebookで積極的に発信した（H28：97件，H29：99件，H30：101件）。</u></p> <p>また，教職員や学生が行っている魅力ある取組をより積極的に発信してくために，情報収集力の強化が求められていたことから，情報収集方法の見直しを行い，教職員が直接大学の広報担当部署へ活動報告ができる「広報記事投稿フォーム」を試作し，試行運用を行った。</p> <p>○ <u>平成29年度から本学の教員養成に関する特色ある取組を紹介する動画を制作し，大学ホームページや各種SNSにおいて配信した。</u></p>	<p>● 引き続き，各種情報について積極的に発信するとともに，記事の質の向上を目的とした職員向けの研修等を実施する。また，第3期中期目標期間に行った各広報施策（広告，広報誌，SNS等）について，内容や効果を精査し，取組を総括する。</p>

	<p>【47】 より積極的な情報収集を行うために、平成30年度に試行したウェブの入力フォームを活用した「広報記事投稿フォーム」について本格実施するとともに、大学公式SNS等を使って定期的な情報発信を行う。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【47】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の教育研究活動等を大学ホームページやSNS等による情報発信に繋げるため、<u>教職員が記事や写真を直接Web登録できる「広報記事投稿フォーム」</u>を本格実施し、<u>教職員が簡易に広報活動へ参加できる仕組みを構築した。</u> ○ <u>大学公式Facebookにより、学生の活躍や地域と連携した活動等について、積極的に発信し、年間115件の記事を掲載した。</u>投稿リーチ数（ページ投稿が配信された人数）の合計が約90,000回を超え、前年度（約80,000回）を上回った。 また、本学の教員養成課程の特色あるカリキュラムを紹介するための動画を制作し、大学ホームページ及び特設サイト（オープンキャンパス、一般入試時期に設置）を通して、広く情報発信した。 ○ 本学のブランド力向上を図るため、ノベルティグッズ（クリアファイル及びキャンパスバッグ）のデザインをリニューアルした。 	
--	--	--	--	--

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

その他に特記すべき事項

① 内部質保証システムの確立に向けた取組【関連中期計画番号：46】

本学と他大学の状況の比較・分析や、認証評価基準を参照して従来の規則を検証したこと等により、本学における内部質保証システムの構築に向けての課題が明らかになった。これらの課題に対応するため、平成30年度に従来の点検評価規則を廃止し、内部質保証の方針や点検・評価結果を改善につなげるプロセスを明記した新たな規則「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」を制定した。本規定においては、内部質保証の方針、実施体制・方法を規定するとともに、自己評価及び外部評価の評価項目や実施サイクルに柔軟性を持たせることで、より内部質保証に即した点検・評価を行うこととした。

② 学生の目線から大学の魅力を伝える広報活動【関連中期計画番号：47】

学生の目線から大学の魅力を伝える広報活動を行うため、広報学生サポーター（平成 29 年度から名称変更。28 年度まで広報学生モニター）から定期的に大学広報誌やホームページに対する意見や感想を提出させ、各種広報活動に役立てている。また、広報学生サポーター等を対象とした「広報記事の書き方講習会」の開催や、学生が直接大学の広報担当部署へ活動報告ができる「広報記事投稿フォーム」の試作など学生の目線から大学の魅力をより多く伝えるための取組を実施している。

さらに、広報企画室員及び芸術・スポーツ文化学科の映像研究室の学生がチームとなってPR 動画を作成し、動画投稿サイト (YouTube) に開設した HUE channel に投稿するとともに、進学相談会等でも積極的に活用している。



広報動画のひとコマ

③ Web広告による入試情報の発信

主に受験生やその保護者を対象に、オープンキャンパス告知や本学の魅力を発信することを目的として、従来から実施していた新聞広告に加え、平成 29 年度からインターネット媒体 (Yahoo! JAPAN, Google コンテンツページ他) により Web 広告を掲載した。Web 広告は、7 月と 12 月の 2 回 (それぞれ約 1 カ月間) 実施し、平成 29 年度は約 46,000 回の閲覧があった。さらに平成 30 年度から Yahoo! JAPAN ブランドパネル広告 (Yahoo! JAPAN のスマートフォントップ画面に広告を載せるもの)、札幌駅 JR タワーピラービジョン広告、JR 車両内額面広告の掲載等を行った。取組の結果、Web バナー広告から大学ホームページへの閲覧数は平成 30 年度において計 36,000 回を超えた。

これらの Web 広告等により、北海道エリアを対象とした新聞広告よりも広範囲の地域 (特に本学志願者の多い東北 6 県及び新潟県を含んだ地域) の受験生・保護者に対して本学を進学先の 1 つとして効果的にアピールすることができた。



Yahoo! JAPAN ブランド
パネル広告 (イメージ)



JR 車両内額面広告



札幌駅 JR タワーピラービジョン広告

【平成 31 事業年度】

その他に特記すべき事項

① 広報の充実に関する取組【関連中期計画番号：47】

日常の教育研究活動等を大学ホームページやSNS等による情報発信に繋げるため、教職員が記事や写真を直接Web登録できる「広報記事投稿フォーム」を本格実施し、教職員が簡易に広報活動へ参加できる仕組みを構築した。

また、大学公式Facebookにより、学生の活躍や地域と連携した活動等について、積極的に発信し、年間115件の記事を掲載した。投稿リーチ数（ページ投稿が配信された人数）の合計が約90,000回となりを超え、前年度（約80,000回）を上回った。さらに、本学の魅力を教員養成課程の特色あるカリキュラムを紹介ための動画を制作し、大学ホームページ及び特設サイト（オープンキャンパス、一般入試時期に設置）を通して、広く情報発信を行った。

この他、本学のブランド力向上を図るため、ノベルティグッズ（クリアファイル及びキャンパスバッグ）のデザインをリニューアルした。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期 目標	【24】 計画的な施設マネジメントを遂行し、教育・研究環境を充実させる。
----------	--------------------------------------

中期計画	平成31年度年度計画	進捗 状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中 期	年 度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定

<p>【48】 環境に関わる世代間の平等を尊重する社会人の育成に努めるため、第2期中期目標期間においては、将来にわたって環境負荷の低減を確実に実施するための方策として、平成32年度までを対象期間とする行動計画を作成・実施した。</p> <p>第3期中期目標期間においては、キャンパスマスタープランの定期的な見直しと併せ、引き続き行動計画に基づくソフト面で環境負荷の低減対策を実施するとともに、積雪寒冷地帯において必要不可欠な暖房設備については、「計画的な維持管理に関する施設マネジメント」に基づき中長期の保全計画を策定する。また、老朽化の進んだ施設の使用燃料を、より環境負荷の低いものへ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での低減対策に取り組む。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 平成28年度から平成30年度の間で全キャンパスの暖房設備等の点検を実施し、<u>計画的な改修時期を示した暖房設備に係る中長期保全計画を策定した。</u>また、本計画の策定に伴い、暖房設備を含む全キャンパスの基幹設備及びライフラインに係る点検が完了したことから、<u>本学の全ての基幹設備及びライフラインに係る中長期保全計画である「ライフライン等長寿命化整備計画」を策定した。</u></p> <p>○ 平成30年度に策定した「<u>建物長寿命化整備計画</u>」及び「<u>ライフライン等長寿命化整備計画</u>」に基づき、<u>キャンパスマスタープランへ当該計画に関する内容を反映させるとともに、各キャンパスのライフライン整備図面を追加するなど、キャンパスマスタープランの見直しを行った。</u></p> <p>○ <u>ソフト面での環境負荷の低減対策として、平成25年から令和2年までの本学における地球温暖化対策実施計画に基づき、構内の緑化、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別や減量等の取組に関する各キャンパスの行動計画を策定し、取り組んだ。</u>その結果、<u>平成30年度には平成22年度の最大需要電力値を基準として9.9%のエネルギー抑制効果があった。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期キャンパスマスタープランを策定する。 また、令和2年度及び令和3年度の「地球温暖化対策に関するキャンパス行動計画」を策定・公表するとともに、「地球温暖化対策に関する実施計画2014」の評価及び検証を行う。 ● 岩見沢及び釧路の暖房設備の大規模改修を実施するとともに、暖房設備の改修状況に基づき、ハード面での低減対策の効果を検証する。
--	--	------------	---	--

			<p>○ <u>老朽化した暖房設備の更新及び環境負荷の低い燃料へ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するため、「国立大学法人等施設整備費補助金」の交付を受けて大規模改修工事（「旭川北門町ライフライン再生（暖房設備等）」「旭川北門町ライフライン再生Ⅱ（暖房設備等）」「函館八幡町ライフライン再生（暖房設備等）」）を実施し、当該キャンパスでは、温室効果ガス排出量が約430 t削減（平成29年度比約11%減）された。</u></p> <p>○ 省エネ活動等により削減した光熱水料相当額を、各キャンパスの省エネ活動の取組実績に応じて傾斜により再配分する「循環型省エネルギー活動促進経費」を平成29年度に導入した。再配分額を教育研究へ還元するとともに、省エネ改修を実施することで、さらなる省エネ活動の促進を図った（削減した光熱水料相当額 H29：4000万円，H30：400万円）。</p>	
	<p>【48】 「地球温暖化対策に関するキャンパス行動計画」における平成31年度計画を策定及び公表し、本計画に基づくソフト面での環境負荷低減対策として、温室効果ガス排出量の抑制に配慮した省エ</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【48】</p> <p>○ 平成25年から令和2年までの本学における<u>地球温暖化対策実施計画に基づき、構内の緑化、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別や減量等の取組に関する各キャンパスの令和元年度（平成31年度）行動計画を策定し、公表した。</u>本計画に基づき各キャンパスで<u>夏季の省電力に取り組んだ結果、平成22年度の最大</u></p>	

	<p>エネルギー活動を推進する。また、老朽化した暖房設備を更新及び環境負荷の低い燃料へ転換するための大規模改修及び小規模な暖房設備等の改修を実施するとともに、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での環境負荷低減対策の効果を検証する。</p>		<p><u>需要電力値を基準として13.1%のエネルギー抑制効果があった。</u></p> <p>※東日本大震災後の電力需給対策により、平成22年度を基準とした削減目標が国から示された。これ以降、本学では平成22年度を基準として運用している。</p> <p>○ <u>老朽化した暖房設備の更新及び環境負荷の低い燃料へ転換する概算要求を行った2事業について</u>、2019年度国立大学法人等施設整備費補助金の交付を受け、改修事業を開始した。今回交付を受けた2事業の実施により、主要な暖房用ボイラーのガス燃料転換が完了する（令和2年10月完了予定）。</p> <p>また、平成30年度の調査により判明した<u>暖房箇所の不具合等について</u>、小規模改修を実施し、適切な維持管理を行った。</p> <p>○ <u>環境負荷低減対策の効果の検証に関して</u>、平成30年度にボイラーを更新した旭川校及び函館校について、<u>温室効果ガス排出量が約430 t削減（平成29年度比約11%減）されたことを確認した。</u></p>	
--	--	--	---	--

<p>【49】</p> <p>地域における国立大学の役割は、人材養成のみならず、地域との共生及び開かれた空間を含む、魅力あるキャンパス環境の形成である。第2期中期目標期間においては、自然との調和を図り、持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成するため、環境負荷の低減と、学生・教職員の協働による、キャンパス環境を向上させるための施設整備（構内美化）を推進したが、老朽施設の根本的環境負荷低減対策には、補助金等による大型改修が必要である。</p> <p>第3期中期目標期間においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実と併せ、国の財政状況等を踏まえた上で、建築後30年を超過する未改修の建物について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、環境負荷低減に資する老朽改善を推進するとともに、さらに安全・安心かつ教育研究の質を向上するための環境構築に取り組む。</p>	<p style="text-align: center;">III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「建物長寿命化整備計画」及び「ライフライン等長寿命化整備計画」の策定に伴い、<u>キャンパスマスタープランへ当該計画に関する内容を反映させるとともに、各キャンパスのライフライン整備図面を追加するなど、キャンパスマスタープランを充実させた。</u> ○ 年2回各キャンパスで実施している施設維持管理点検の結果に基づく要補修事項の評価を行い、優先度に応じたランク付けを行うことで、各キャンパスの建物の老朽度を把握した。 また、<u>新営事業及び改修事業についての評価を行うとともに、修繕・改修の優先度に応じたランク付けを行い、各年度で「修繕・改修中期計画」を取りまとめた。</u> これらの点検・評価結果に基づき、平成30年度に<u>建築後30年を超過する未改修建物を含む全ての建物に係る中長期の保全計画である「建物長寿命化整備計画」を策定した。</u> ○ <u>安心・安全かつ教育研究の質を維持・向上するための環境構築として、「修繕・改修中期計画」に基づき、老朽改善に係る小規模改修を毎年度実施した。</u> ○ <u>環境負荷を低減するため、「国立大学法人等施設整備費補助金」の交付を受けて大規模</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期キャンパスマスタープランを策定する。 また、建物の老朽改善のための大規模改修に係る概算要求及び老朽改善に係る小規模改修を進めるとともに、第3期中期目標期間中の取組状況について検証を行う。
---	--	--	---

			<p><u>改修工事</u>（「旭川北門町ライフライン再生（暖房設備等）」，「旭川北門町ライフライン再生Ⅱ（暖房設備等）」，「函館八幡町ライフライン再生（暖房設備等）」）<u>を実施し，当該キャンパスでは，温室効果ガス排出量が約430 t 削減（平成29年度比約11%減）された。</u></p>	
	<p>【49】 改修工事の実施状況を踏まえ，建築後30年を超過する未改修の建物に係る中長期の保全計画の見直しを行う。また，環境負荷低減に向けた施設・設備の老朽改善の実施並びに安全・安心かつ教育研究環境の機能向上に向けた予算要求を行う。</p>	<p>III</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況） 【49】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各キャンパスにおける建物の要補修事項に係る評価及び新営事業及び改修事業に係る評価を実施し，その結果に基づき，<u>建築後30年を超過する未改修の建物に係る中長期の保全計画についての見直しを行った。</u>あわせて，修繕・改修の優先度に応じたランク付けを行い，「R2 修繕・改修中期計画」として取りまとめた。 ○ <u>施設・設備の老朽改善及び教育研究環境の安全・安心かつ機能向上のため，大規模改修事業である「札幌あいの里図書館改修事業」について令和2年度国立大学法人等施設整備費補助金の概算要求を行い，令和元年度事業（補正予算）の交付を受けた。</u> ○ 外壁タイル改修，屋上防水改修，電気・機械設備改修などの<u>老朽改善工事を計画的に</u> 	

				<u>行い、施設の長寿命化や省エネルギー化を推進することで、環境負荷低減を図った。</u>	
--	--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期 目標	【25】 大学構成員の危機管理に対する意識を向上させ、修学及び勤労の適切な安全衛生管理を実施する。
----------	---

中期計画	平成31年度年度計画	進捗 状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中 期	年 度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定

<p>【50】</p> <p>安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、第2期中期目標期間においては、校舎津波避難施設化事業、備蓄庫・備蓄物資の整備、及び受水槽の防災機能強化を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・整備を行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施した。</p> <p>第3期中期目標期間においても、引き続き、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、附属学校体育館の災害時の避難場所等を確保するため、建物を単体で使用できるよう、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・見直しを行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>附属学校体育館の災害時の避難場所等を確保するため、建物を単体で使用できるよう、大規模な整備については概算要求を行うとともに、既存施設が正常に機能するか定期的に点検を行う等、多目的トイレ等の設置に必要な一部増築整備を行うための準備を行った。</u></p> <p>○ <u>全学的な危機管理体制を再構築するため、「危機管理要項」、「危機管理ガイドライン」等を廃止し、より具体的な危機管理体制・役割等を定めた「危機管理規則」を制定した。</u>さらに、<u>本規則に基づき危機に対する基本的事項・手順等を定めた「危機管理基本計画」、危機に対する具体的な対応マニュアルの策定指針を定めた「危機管理個別マニュアル策定指針」を策定し、規則に基づく体系的な危機管理体制を整備した。</u>また、規則等の制定に基づき、総合防災訓練実施要項の改定等、個別マニュアルの見直しを進めるとともに職員の危機管理意識の喚起を図った。</p> <p>○ 従来の「<u>大震災対応マニュアル</u>」を廃止し、<u>大地震発生時及び発生後の対応をより明確に定めた「大地震対応マニュアル」策定した。</u>平成30年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震においては、本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応したことにより、大学機能を早期に回復した。</p>	<p>● 災害時に建物を使用できるような整備を行ってきた附属学校体育館について、災害時における避難場所等としての機能が確保されているか状況を検証する。</p> <p>また、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うため、総合防災訓練、危機管理に関する講演会等を実施するとともに、危機管理個別マニュアル等の点検・見直しを行う。</p>
--	--	------------	---	--

			<p>○ <u>危機管理意識の啓発のため、総合防災訓練（H28:1,718人、H29:1,985人、H30:719人）、危機管理に関する講演会（H28:134人、H29:372人、H30:284人）を開催した。</u></p>	
	<p>【50-1】 附属学校体育館を災害時の避難場所等として確保するため、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備に係る予算要求を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【50-1】</p> <p>○ <u>附属函館小学校体育館を災害時の避難場所等として確保するため、玄関、多目的トイレ及び倉庫を設置して、建物を単体で使用する</u> <u>ための一部増築整備に係る令和2年度施設整備費補助金の概算要求を行った</u>（結果は不選定）。</p> <p>○ 附属釧路小学校体育館及び附属旭川中学校体育館について、災害時の避難場所として最低限必要な機能を確保するため、非常時に仮設多目的トイレとして利用できる環境を整備した。</p>	
	<p>【50-2】 総合防災訓練を実施するとともに、訓練結果を検証する。さらに、「大規模地震発生時における時系列行動計画」等の見直し、及び危機管理個別マニュアル策定指針に基</p>	<p>III</p>	<p>【50-2】</p> <p>○ <u>総合防災訓練を各キャンパスにおいて実施するとともに、訓練結果の検証を行った。</u>検証の結果、実施計画の内容、非常放送の内容、役割分担等の課題を確認し、必要に応じて見直しを図ることとした。また、各キャンパスにおいて、総合防災訓練の検証結果も踏まえつつ、<u>当該キャンパスにおける「大規模</u></p>	

<p>づく各マニュアルの点検・見直しを行う。また、教職員の危機管理に関する意識の向上を図るため、危機管理に関する講演会を実施する。</p>			<p><u>地震発生時における時系列行動計画」及び「避難誘導マニュアル」の見直しを行い、各キャンパスとも大きな修正点等はなかったが、一部のキャンパスにおいては、被害状況の報告手順・項目の修正等を行った。</u></p> <p>○ <u>危機管理個別マニュアル策定指針に基づく個別マニュアル等の点検・見直しを行い、新たな制定等4件（規則等3件、マニュアル等1件）、一部改正15件（規則等4件、マニュアル等11件）を行った。</u></p> <p>○ 教職員の危機管理に関する意識の向上を図るため、<u>危機管理に関する講演会「ほっかいどうの防災教育」を各キャンパスにおいて実施（11/26～2/21）した。</u>北海道において過去に起きた自然災害の事例等に基づく講演や、平時からの備え、災害発生時や発生後にとるべき行動をDVD視聴により学ぶもので、全体で263人が受講した。</p> <p>○ 大規模災害発生時に、本学の重要業務を継続又は早期に復旧させるための準備と、大学業務を継続していく上で優先的に実施すべき業務を想定した「事業継続計画」を策定した。</p> <p>また、大規模地震が発生した際の初動体制の充実・強化を図るため、札幌校において、職員参集訓練を実施（10/25）した。</p>	
---	--	--	---	--

			<p>○ 新型コロナウイルスによる感染症対策に対応するため、危機対策本部及び各キャンパス等に危機対策室を設置（令和2年2月27日）し、当該対策本部において、対処方針策定、学位記授与式・入学式の中止、前期授業開始日の変更等を決定し、周知を図った。</p>	
<p>【51】 適切な環境で修学及び勤労ができるよう、人権侵害防止対策として、各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートを実施し、人権侵害に関する意識の啓発を行うとともに、新たに義務づけられたストレスチェックの実施結果に基づき、適切な安全衛生管理上の措置を行い、環境整備を充実させる。</p>	<p>III</p>		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートの実施について</u>、本学人権委員会において、アンケート項目や実施方法等の検討を行い、<u>令和元年度（平成31年度）からの実施に向けた準備を整えた。</u></p> <p>○ <u>ストレスチェックの実施結果に基づき、高ストレス者に対し、産業医との面談指導を勧奨するなど、適切な安全衛生上の措置を行った。</u>ストレスチェックの実施に際し、様々な方法で周知等を図ったほか、提出場所の増やすことなどにより、<u>ストレスチェックを開始した平成28年度から受診率（H28：72.1%、H29：79.4%、H30：82.5%）を上昇させた。</u></p>	<p>● 各種ハラスメント理解度を測るアンケートについて、継続して実施するとともに、令和元年度（平成31年度）に行った検証結果に基づき、人権侵害防止等のための啓発活動を検討の上、実施する。</p> <p>また、ストレスチェックの実施結果に基づき、高ストレス者に対し産業医との面接指導を勧奨すると共に、各キャンパスの集団分析結果を精査し、必要に応じて適切な環境整備の充実を図る。</p>

	<p>【51】</p> <p>人権侵害防止対策として、教職員を対象に各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートを実施し、アンケート結果を検証する。また、ストレスチェックの実施結果に基づき、高ストレス者に対し、産業医との面接指導を勧奨する等、適正な安全衛生上の措置を行う。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【51】</p> <p>○ <u>平成 30 年度に開発した各種ハラスメント理解度を測るアンケートを令和元年 6 月に全教職員を対象に実施した。アンケート結果について人権委員会において検証した結果、具体的な事例がハラスメントに該当するの</u> <u>かを問う設問については、全 22 問中 21 問は 8 割以上の教職員が正解しており、概ねハラスメントに対して正しい理解をしていることが明らかとなった。</u></p> <p>一方、アンケートの検証結果では、<u>アンケート回答率が低い、人権侵害防止指針を読んだことがある職員が少ない等の課題も明らかとなったため、人権侵害に関する意識の啓発を行うことを目的として、令和元年11月にハラスメント防止研修会（参加者117人）を実施した。</u></p> <p>○ <u>各キャンパスにおいて、ストレスチェックを実施（受診率：83.0%）し、ストレスチェックの結果高ストレス者と診断された者については、産業医の面接指導を勧奨し、希望に基づき面談指導を実施した。</u></p>	
--	---	--	---	--

<p>【52】</p> <p>情報セキュリティ基盤の整備及び情報セキュリティに関する利用者教育を行うため、第2期中期目標期間には、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、セキュリティポリシーの整備及び情報セキュリティ講習会を行ってきた。第3期中期目標期間には、より一層の情報セキュリティの確保が図られるよう、情報テクニカルスタッフを配置し、情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施するとともにサイバー攻撃への対応体制を強化する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>情報セキュリティの一層の確保を目的として、平成28年度に定めた「平成28年度以降における情報セキュリティに係る利用者教育計画」に基づき、教職員等を対象とした情報セキュリティ講習会、情報セキュリティ自己点検を実施した。</u>情報セキュリティ自己点検については、回答者の達成率は全ての項目で8割以上となり、第2期（達成率8割未満が5項目）から、情報セキュリティに対する理解が一層進んだ。</p> <p>○ <u>次世代型サイバー攻撃への対応体制整備として、平成29年度に全学ネットワークシステムを更新し、本学の組織・状況に適した構成及び認証方式を構築した。あわせて、次世代型ファイアウォール等を導入するとともに、既存設備を有効活用することにより対応体制の強化を図った。</u></p> <p>また、平成30年度に既存のインシデント対応体制をCSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）と正式に位置づけ明文化した。これにより、本学のインシデント対応体制について、対外的にも適正な体制が整備されていることを明確化した。</p> <p>○ <u>平成30年度に情報テクニカルスタッフ1人を事務局情報化推進室に配置した。</u></p>	<p>● 令和元年度（平成31年度）に策定した「北海道教育大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づく施策を実施するとともに、対策基本計画の次期計画を策定する。</p> <p>また、さらなるサイバー攻撃への対応体制強化に向けた、次期全学ネットワークシステムの調達・更新計画策定する。</p>
---	--	------------	--	---

	<p>【52】</p> <p>平成28年度に計画した「情報セキュリティに係る利用者教育計画」に基づく施策を実施する。また、次世代型サイバー攻撃に対応しうる体制を整備するため、必要な機器を導入する。併せて、インシデント対応組織を運用させるための関係規則等を整備し、対応組織を構築する。</p>		<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【52】</p> <p>○ 「<u>情報セキュリティに係る利用者教育計画</u>」に基づき、<u>情報セキュリティ講習会</u>、<u>情報セキュリティ自己点検を実施した</u>。情報セキュリティ自己点検については、点検項目について見直しを行い、項目を追加して実施した。また、<u>標的型メール攻撃訓練</u>について、<u>内製化したことにより、任意の時期に繰り返し実施できる体制となった</u>。</p> <p>○ <u>次世代型サイバー攻撃への対応体制の整備</u>するため、<u>電源喪失時に重要データを保護する措置として、主要サーバに係るシステムの安全な停止のための設備を導入した</u>。また、<u>インシデント対応組織を運用させるための関係規則等について見直しを行い、「情報システム非常時行動計画に関する要項」等5つの要項について改正を行った</u>。CSIRTの体制についても見直しの結果、附属学校で勤務する職員について各キャンパス1人を構成員に加えることとし、より強固なインシデント対応体制が構築した。</p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

③ 法令遵守等に関する目標

中期 目標	【26】 不正防止体制及び管理責任体制を充実・強化するとともに、大学人としてのモラルや社会的責任について、意識の向上を図り、適正な大学運営を行う。
----------	---

中期計画	平成31年度年度計画	進捗 状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中 期	年 度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定

<p>【53】</p> <p>不正防止体制，個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握し，改善充実を図るための有効な方策を検討し実施するとともに，服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施することにより，法令遵守等に関する周知徹底を行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>不正防止体制について</u>，現状・課題を把握するため，<u>研究不正に係る最新事例の調査</u>，<u>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」への対応状況の確認等を実施し</u>，<u>毎年度「研究活動における不正防止マニュアル」の改訂を実施するとともに</u>，<u>平成30年度には研究費の不正使用に関する再発防止策を策定した。</u></p> <p>○ <u>個人情報の管理体制について</u>，現状・課題を把握するため，<u>毎年度「保有個人情報に関する調査」を実施し</u>，<u>個人情報保護に関する点検を実施していない部署がある場合には通知等により指導を行った。</u>また，平成30年度に，個人情報の取り扱い手続きに関する問題点等の改善・見直しを行うため，本学保有個人情報等取扱規則の改正及び「個人情報保護管理の手引き」の改訂を行い，学内に周知した。</p> <p>○ <u>情報セキュリティシステムについて</u>，現状・課題を把握するため，<u>最新の情報セキュリティ対策等について情報収集を行うとともに</u>，<u>平成28年度に制定した「情報セキュリティに係る利用者教育計画」及び「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき</u>，<u>毎年度情報セキュリティ自己点検及び脆弱性診断・侵</u></p>	<p>● 不正防止体制を強化するため，監査のあり方及び監査業務の見直しを行う。</p> <p>また，引き続き，不正防止体制，個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて，現状・課題を把握し，さらなる改善充実を図るための有効な方策を検討し実施するとともに，法令遵守等に関する周知徹底を図るため，服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施する。</p>
---	--	------------	--	---

			<p><u>入検査に係る外部監査等を実施した（外部監査による問題点等の指摘はなし）。情報セキュリティ自己点検で未達成だった項目については、達成・解決方法を個別に連絡し、状況を報告させる等により、各項目の達成率を向上させ、ソフト面での情報セキュリティの充実を図っている。また、次世代型サイバー攻撃に対応するため、体制整備を行った。体制整備の具体的な内容については、P71中期計画52の「（平成28～30事業年度の実施状況概略）」を参照。</u></p> <p>○ <u>法令遵守に関する周知徹底を行うため、毎年度服務規律等に関する研修として、個人情報保護に関する講義、研究費の不正使用防止に関する研修、法人文書管理に関する研修（eラーニング）等を実施するとともに、適正な経理に関する研修を実施し、教職員のモラルや社会的責任に対する意識の向上を図った。</u></p>	
	<p>【53】 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて、現状・課題を把握し、さらなる改善充実を図るための有効な方策を検討し実施する。また、法令遵守等に関する周知</p>	<p>III</p>	<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>【53】</p> <p>○ <u>不正防止体制の検証を実施し、不正を未然に防止するための措置として監査体制を強化するため、監査室及び事務局による監査体制を見直すとともに、「公的研究費に係る不正使用の防止計画」の見直し等を実施した。</u></p>	

	<p>徹底を図るため、服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>「保有個人情報に関する調査」を実施し、現状の把握を行うとともに、平成30年度に改正した本学「保有個人情報等取扱規則」に基づき、課題である外部委託時の保有個人情報の取扱いについて、委託先の企業等に対して、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について検査を行い、管理体制等に問題がないことを確認した。</u> ○ 情報セキュリティシステムについて、現状・課題を把握するため、<u>情報セキュリティ自己点検及び脆弱性診断・侵入検査に係る外部監査等を実施した。</u>情報セキュリティ自己点検について、平成30年度の実施結果において全ての項目で達成率が8割を超えたことから、点検内容の見直しを行い新たな点検項目を追加することで、点検内容を充実させた。また、外部監査に関して、令和元年度（平成31年度）から、全学システム等主要サーバに加え、教員が設置しているサーバ及び学内限定公開のサーバも対象としたことにより監査体制を充実させた。 ○ <u>法令遵守に関する周知徹底を行うため、服務規律等に関する研修として、個人情報保護に関する講義、研究費の不正使用防止に関する研修、法人文書管理に関する研修（e-ラーニ</u> 	
--	---	--	--

			<p>ング)等を実施するとともに、適正な経理に関する研修を実施し、教職員のモラルや社会的責任に対する意識の向上を図った。また、教職員の意識啓発を図るため、本学の購入依頼システムに経費の不正使用を行わない旨誓約する画面を追加し、購入依頼時の誓約を義務付けた。</p>	
<p>【54】 第2期中期目標期間においては、「公的研究費の不正使用防止に関する説明会」の受講を義務化し、受講しない教員に対しては、「競争的資金等の申請・使用を認めない」「学内予算による教員研究費を一切配分しない」等の措置をとってきたが、それを継続するとともに、改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、教員や学生に対する倫理教育を義務化する等、不正を事前に防止する取組をさらに強化する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費の不正使用等を防止するための取組として、毎年度研究不正に係る最新事例を踏まえて「<u>研究活動における不正防止マニュアル</u>」を改訂するとともに、<u>コンプライアンス教育</u>として、「<u>公的研究費の不正使用防止に関する説明会</u>」を実施した(対象者全員が受講(H28:412人, H29:389人, H30:436人))。 ○ <u>研究倫理教育の義務化に関する取組として、教員については、平成28年度からe-ラーニング教材を用いた研修を義務化し、受講対象者全員(H28:407人, H29:13人, H30:17人)が受講した。学生については、平成29年度から大学院生を対象にe-ラーニング教材による試行を実施するとともに、あわせて実施したアンケート結果の検証を踏まえ、授業化に向けて研究倫理教育の在り方について、カリキュラム上の位置づけ等を引き続き検討した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本学で第3期中期目標期間中に発生した研究費の不正使用について、原因を究明し、教員や学生に対する倫理教育を含めた再発防止策を実施する。 また、学生に対する倫理教育を授業科目として位置付け義務化する。

	<p>【54】</p> <p>文部科学省が公表している不正事案を参考に、研究不正に関する最新の情報に留意して不正防止マニュアルを改訂するとともに、コンプライアンス教育に関する説明会において教職員に周知徹底する。また、研究倫理教育についてはe-ラーニング教材を活用し、教員の研究者倫理の向上を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【54】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究不正に関する最新事例を文部科学省等から収集し、<u>「研究活動における不正防止マニュアル」</u>を令和元年7月に改訂した。改訂版は、大学ホームページ，学内グループウェア（hue-IT），学内会議等で広く周知した。 ○ コンプライアンス教育について、<u>平成30年度末に改訂した不正防止マニュアルを使用した説明会を各キャンパスで開催し、当該マニュアルの内容について詳細な説明を行い内容の周知徹底を図った。</u>なお、同説明会については、対象者全員（教職員438人。長期在外研究員1人を除く）が受講した。 ○ 平成28年度から3年に1度の受講を義務付けている<u>e-ラーニング教材（日本学術振興会のエルコア）を活用した研究倫理教育について、教員331人が受講した。</u> ○ 研究費の不正使用防止等をさらに強化するため、令和2年3月に不正防止マニュアルを改訂し、謝金業務実施手続きの改定をはじめとした最新の事例や注意点等を盛り込んだ。あわせて、<u>本学の内部監査の体制を見直し、研究費の不正使用防止体制を強化した。</u> 	
--	---	------------	--	--

(4) その他の業務運営

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

その他に特記すべき事項

① 危機管理体制に関する取組【関連中期計画番号：50】

全学的な危機管理体制を再構築するため、より具体的な危機管理体制・役割等を定めた「危機管理規則」、危機規則に基づき危機に対する基本的事項・手順等を定めた危機管理基本計画」、危機に対する具体的な対応マニュアルの策定指針を定めた「危機管理個別マニュアル策定指針」を平成 29 年度に制定・策定し、平成 30 年度には地震対応に関する基本的事項を定めた「大地震対応マニュアル」を策定した。

平成 30 年 9 月 6 日（木）未明に発生した北海道胆振東部地震においては、「大地震対応マニュアル」に基づいて、各キャンパス単位で対応する機動的な業務体制を構築し、復旧作業を実施したことで、迅速な復旧を達成した。あわせて、震源地周辺地域出身の学生等の把握及び安否確認を速やかに行い、全員の無事を確認した。

さらに、北海道胆振東部地震時の対応を踏まえて事後検証を行い、必要な改善措置を講じるとともに、マニュアルを見直し「大地震対応マニュアル改訂版（案）」及び「事業継続計画（案）」を作成した。

② 法令遵守違反の未然防止に向けた取組

個人情報保護及び不適切な経理の防止に関する取組として、新任職員研修の中で、毎年度個人情報保護に関する研修を実施した。また、法令遵守の重要性や適正な経理に関する研修として、財務系職員を対象に、研究費の不正使用防止に関する研修会を毎年度実施した。

【平成 31 事業年度】

その他に特記すべき事項

① ハラスメントの防止に関する取組【関連中期計画番号 51】

平成30年度に開発した各種ハラスメント理解度を測るアンケートを令和元年6月に全教職員を対象に実施した。アンケート結果について人権委員会において検証した結果、具体的な事例がハラスメントに該当するのかを問う設問については、全22問中21問は8割以上の教職員が正解しており、概ねハラスメントに対して正しい理解をしていることが明らかとなった。

一方、アンケートの検証結果では、アンケート回答率が低い、人権侵害防止指針を読んだことがある職員が少ない等の課題も明らかとなったため、人権侵害に関する意識の啓発を行うことを目的として、令和元年11月にハラスメント防止研修会（参加者117人）を実施した。

② 法令遵守（コンプライアンス）に関する取組

○ 情報セキュリティに関する取組

本学が定める情報セキュリティに係る規則等（セキュリティポリシー）を基礎とし、「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」（令和元年5月24日元文科高第59号）を踏まえ、学長において策定した「サイバーセキュリティ対策等基本計画」（令和元年9月24日策定）に基づく取組のうち主なものは次のとおりである。

- ・実効性のあるインシデント対応体制の整備

CSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）の更なる充実を目的として、今後のGIGAスクール構想の発展についても視野に入れ、新たに附属学校で勤務する職員を構成員として、各キャンパスで1人増員した。

- ・サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施

毎年度実施している情報セキュリティ講習会について、令和元年度（平成31年度）は他大学等のインシデント事例紹介を新たに加えることとした。また、標的型

メール攻撃訓練について、これまで外注で約50万円（年額）を要して実施してきたが、パッケージソフトを購入することにより、約10万円（年額）での内製化を実現した。

・情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施

毎年度実施している外部監査のうち、サーバ脆弱性診断について、これまでは全学システムの主要サーバを中心に実施していたが、令和元年度（平成31年度）は、教員が設置しているサーバ及び学内限定公開のサーバについても新たに対象に加え実施した。

・他機関との連携・協力

道内機関による情報系会議において、情報セキュリティ監査における道内連携について議論を行い、各種課題について情報共有を行った。

・必要な技術的対策の実施

令和2年1月14日がサポート期限であったWindows 7 OSについて、特に利用者が多く影響範囲が大きいと見込まれたため、数回に渡り全教職員に対し注意喚起を行い、期限前に更新できるよう各種サポートを実施した。また、大学教員向けに毎年度実施しているソフトウェア資産管理台帳の提出依頼を行い、平成30年度同様、全員から徴取した。

・セキュリティ・IT人材の育成

セキュリティ・IT人材育成の一環として、CISO（理事）及び事務局情報化推進室の職員が、文部科学省及び民間業者が主催する研修に参加した。

・災害復旧計画及び事業継続計画におけるサイバーセキュリティ対策等に係る記載

平成30年度に発生した台風21号及び胆振東部地震により長時間の電源供給が中断した事態を踏まえ、各サーバの適切な電源確保やデータ保全に対応するため、各主要サーバに対し、長時間の電源喪失時に安全に停止する機能を追加した。

○ 法令遵守違反の未然防止に向けた取組

個人情報保護及び不適切な経理の防止に関する取組として、新任職員研修の中で、毎年度個人情報保護に関する研修を実施した。また、法令遵守の重要性や適正な経理に関する研修として、財務系職員を対象に、研究費の不正使用防止に関する研修会を毎年度実施した。

③ 施設マネジメントに関する取組【関連中期計画番号：48, 49】

施設マネジメントを経営層によるトップマネジメントとして位置づけ、施設を担当する理事を長として、大学経営の観点から機動的に意思決定を行う部局横断型の施設マネジメント委員会において、以下の取組を検討・審議の上、計画的に実施した。

1つ目に、施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項として、全学的な施設の管理及び有効活用を目的に制定した「研究室等の使用等に関する規則」（平成31年4月1日施行）に基づき、研究室等の使用状況を把握し、全学的なスペース管理を行うことでスペースの有効活用を図った。

また、建築後30年を超過する未改修建物を含む全ての建物の長寿命化を目的とした「建物長寿命化整備計画」に基づき、予防保全による施設の維持管理を行うとともに、「職員宿舎整備基本方針」に基づき、職員宿舎4棟について、宿舎機能を廃止し大学倉庫として利用することで資産の有効活用を図った。その結果、地方税（固定資産税）の減免（約590千円減）につながった。

2つ目に、平成27年度に策定した教育・研究環境の施設整備に関する基本方針「北海道教育大学キャンパスマスタープラン2016」に基づき、安全・安心な教育研究環境や地球環境に配慮したキャンパスづくりに対応した施設整備を実施した。

また、同プランに基づき、令和2年度国立大学法人等施設整備費補助金の概算要求を行った事業のうち、札幌あいの里図書館改修については、令和元年度事業（補正予算）の交付を受け、岩見沢緑が丘ライフライン再生Ⅱ（熱源設備）については、令和2年度事業として選定された。

3つ目に、多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項として、新たな資金調達の一環として、キャンパスが自ら施設等のリノベーションに係る事業計画を立案し、事業実現のための寄附金（基金）受入に資する取組を行うことで「キャンパス独自の取組の活性化」と「リノベーション実現」の相乗効果を図るとして「キャンパス活性化リノベーション事業」を創設した。令和元年度（平成31年度）は、寄附金及び学内予算を財源として札幌校レストルーム整備事業（トイレ及びパウダールームの整備）を行った。

また、間接経費により、研究棟の建具改修工事など4件の整備を行った。

4つ目に、環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項として、平成25年から令和2年までの本学における地球温暖化対策実施計画に基づき、構内の緑化、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別や減量等の取組に関する各キャンパスの行動計画を策定し、学内に公表した。本計画に基づき、全学において夏季の省電力に取り組んだ結果、平成22年度の最大需要電力値を基準とした削減目標値10%に対して13.1%のエネルギー抑制効果があった。

④ 大学入試選抜の実施体制の強化に関する取組について

平成31年度入試(平成30年度実施)から、教員養成課程一般入試(前期日程)個別学力検査における教科試験(国語・数学・英語)について、試験実施直後に学外の教育関係機関に事後点検を依頼している。点検結果は、合格発表前に受領することとしており、問題が発生した場合に対応を協議するため、入学試験実施本部に副本部長(入試担当理事)及び疑義等が生じた教科試験に関して専門的な知見を有する者を構成員とする「事故対策委員会」を予め組織している。

このほか、平成30年度入試(平成29年度実施)から、教員養成課程一般入試(前期日程)個別学力検査における教科試験(国語・数学・英語)について、北海道内の教員により構成される北海道高等学校教育研究会の各教科部会にモニターを依頼し、「問題が高等学校の学習指導要領を踏まえ、適切な内容となっているか」「問題の表現について(例:受験生にわかりにくい表現となっていないか、政治や時事問題などの賛否が分かれるような事柄で、どちらかの主張を誘引するような問題となっていないか)」「問題の難易度」について意見を求め、入試問題としての質について検証している。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 法令遵守(コンプライアンス)に関する体制及び規程等の整備・運用状況

① 情報セキュリティに関する取組

本学が定める情報セキュリティに係る規則等(セキュリティポリシー)を基礎と

し、最高情報セキュリティ責任者(CISO)において平成28年度策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に基づく平成28年度から平成30年度における主な取組は、次の3つである。

1つ目に、情報セキュリティに係る規則の運用状況(規則に基づいた自己点検及び監査等による確認状況等)として、全教職員対象にセキュリティ教育の理解度及び教育効果の点検等を目的とした情報セキュリティ自己点検を実施するとともに、脆弱性診断・侵入検査に係る外部監査についても平成28年度の試行を経て平成29年度から本格的に実施した。自己点検については、平成30年度において回収率98%と非常に高いものとなり、その上で回答者の達成率は各項目80%を上回った。また、監査室においても、本学セキュリティポリシーにおける矛盾・相違点等の点検及び実施済みの自己点検結果について利用者からの回答が適正に反映されているかのサンプリング調査等の内部監査を実施した。

2つ目に、個人情報や研究情報等の重要な情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上のための取組として、平成29年度から初動部隊として迅速かつ確な対応が求められる部署の技術担当者を対象として、対応体制及び手順書の理解等インシデントへの対応力を高めることを目的とした学内研修を実施している。

「情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動」という計画に基づき、従前から実施している情報セキュリティ講習会について平成29年度から附属学校教員を対象に加え、全教職員を対象とした。平成30年度からは利用者教育充実のため全学一斉集合形式から、動画コンテンツを専用ウェブサイト上で視聴させるオンデマンド形式に変更することで、受講者が任意の時間に繰り返し受講することを可能にした。更にこれまで紙媒体で回収していたアンケートもあわせてウェブサイト上で提出させる形態とするほか、取り扱う内容を精査し、実施時間を従来の1時間から30分に圧縮した。また、平成28年度に策定された利用者教育計画に基づき、標的型メール攻撃訓練を実施した。

「情報機器の管理状況の把握及び必要な措置」という計画に基づき、平成29年度にセキュリティ強化及びグローバルIPアドレスの適正管理のため、学内で使用するIPアドレスをプライベート化した。さらに、本学ネットワークの利用に際し、事前登録端末以外に対しては認証を求める仕組みとしたほか、情報セキュリティに係る

担当部署を、他業務を行う事務室とは独立させ入退室状況を管理するようにし、個人情報を含む重要サーバを格納するエリアの秘匿性を高めることでセキュリティを向上させた。また、平成30年度は特に個人情報等の重要情報を取り扱う機会が多い事務職員用のネットワークについて、業務に不要なウェブサイトの一部を閲覧できないよう制限した。加えて、個人情報等の重要情報を含むファイルの安全な受け渡しについて、極力電子メールでの送信を控えること、パスワードは本学ガイドラインで定める強度以上（15文字以上）の設定とすること等、具体的な送受信手段の解説を含む注意喚起を行った。

3つ目に、その他のインシデント対応に係る未然防止及び被害最小化や被害拡大防止のための取組として「情報セキュリティポリシーや関連規程の組織への浸透」という計画に基づき、教職員が利用するOS等に重大な脆弱性が発見された際等に、本学セキュリティポリシー等を全学統合グループウェア（hue-IT）にて周知し、浸透を図った。平成30年度からは重大な脆弱性に係る情報収集手段の拡大を目的として、新たな外部機関（JPCERT/CC）と連携を図っている。これにより、インシデントや脆弱性情報等の警戒情報がメールで配信され、また、一般向けには公開されない緊急・重要情報についても早期に得られることができるようになり、より迅速な周知やセキュリティ機器の設定等の対応が可能となった。

「情報機器の管理状況の把握及び必要な措置」という計画に基づき、平成29年度にネットワークシステムの更新に伴い次世代型ファイアウォールを導入し、不審な通信の防御や把握等において格段に防御力を向上させた。また、当該ファイアウォールを通過しサイバー攻撃の被害に遭った場合であっても、他に伝染しない仕組みとして、サーバ群を完全に独立させ、教員エリアは各研究室単位、事務エリアは各部屋単位でネットワークセグメントを作成した。

「情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の整備」という計画に基づき、既存のインシデント対応体制をCSIRTと正式に明文化した。これにより、本学のインシデント対応体制について、対外的にも適正な体制が整備されていることを明確化した。

「情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動」という計画に基づき、平成30年度に例年実施しているセキュリティ自己点検で未達成だった項目について、達成・

解決方法を未達成者宛に個別に連絡し、達成・解決状況を報告させる取組を行った。また、標的型攻撃メール訓練において、1度目に誤って開封した者に対して、注意すべきポイント等を連絡するとともに、短期間のうちに2度目の訓練を実施する等の再発防止策を実施した。なお、令和元年度（平成31年度）における取組はP79右欄「②法令遵守（コンプライアンス）に関する取組」参照。

② 個人情報保護及び不適切な経理の防止に関する取組

毎年度、新任職員を対象とした個人情報保護に関する研修及び財務系職員を対象にした研究費の不正使用防止に関する研修会を実施している。

○ 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

③ 危機管理体制及び規定等の整備・運用に関する取組

全学的な危機管理体制を再構築するため、「危機管理規則」を制定するとともに「危機管理基本計画」「危機管理個別マニュアル策定指針」や地震対応に関する基本的事項を定めた「大地震対応マニュアル」を策定した。さらに、平成30年9月6日（木）に発生した北海道胆振東部地震における対応を踏まえて事後検証及び検証を踏まえた改善措置とマニュアルの見直しを行った。具体的な取組及び成果の内容は、P79左欄【関連中期計画番号：50】を参照。

また、「危機管理個別マニュアル」に基づく学生・教職員を対象とした総合防災訓練（H28:1,718人、H29:1,985人、H30:719人）を実施するとともに、危機管理意識の啓発のため、危機管理に関する講演会・講習会（H28:134人、H29:372人、H30:284人）を開催した。

○ 研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

④ 研究倫理教育に関する取組

研究倫理教育の義務化に関する取組として、教員については、平成28年度からe-ラーニング教材を用いた研修を義務化（3年ごとに受講）し、受講対象者全員（H28:407人、H29:13人、H30:17人）が受講した。学生については、平成29年度から大学院生を対象にe-ラーニング教材による試行を実施するとともに、あわせて実施したアンケート結果の検証を踏まえ、授業化へ向けて研究倫理教育の在り

方について、カリキュラム上の位置づけ等を引き続き検討した。

⑤ 大学入試選抜の実施体制の強化に関する取組について

平成31年度入試（平成30年度実施）から、実施している学外の教育関係機関に依頼している事後点検について、令和2年度（令和元年度実施）から、国際地域学科一般入試（前期日程）個別学力検査における記述試験（総合問題）も点検対象に加えた。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上
 (4) その他の目標
 ④ 附属学校に関する目標

中期目標	<p>【14】 「北海道教育大学附属学校園の今後の在り方に関する有識者会議 報告書」(平成 25 年 3 月)に盛り込まれた提言「1. 北海道における学校教育の発展に資する研究の推進」「2. 大学と附属学校園が一体的な教育研究を推進すること」「3. 大学のリーダーシップにより附属学校園を運営すること」を具現化するために、外部委員による第三者評価を実施し、「北海道教育大学附属学校園 第三者評価報告書」(平成 26 年 3 月)を作成した。第 3 期中期計画においても、この方針に基づき、附属学校園の機能を強化する。</p> <p>【15】 実践的な指導力を有する教員を養成するために、附属学校を活用した大学教員の研修及び教育実習を一層充実させる。</p>
------	--

中期計画	進捗	判断理由 (計画の実施状況等)	
	状況	平成31事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定

<p>【29】</p> <p>北海道教育委員会と連携し、「授業実践交流事業」を平成25年度から実施しているが、第3期中期目標期間にはさらに充実させていく。北海道公立学校教員の授業力向上に寄与するために、附属学校教員が各地区公立学校での出前授業，校内研修の講師を担当するとともに，公立学校教員による附属学校の授業観察を日常的に受け入れる。</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>北海道教育委員会との連携による「授業実践交流事業」を推進し，当該事業に基づく出前授業や公立学校教員の授業参観の受入を積極的に行った結果，実施件数は第3期中期目標期間開始時（67件）から，約2.2倍（150件）に増加した。</u></p> <p>また，「道徳」「各教科」「21世紀型学力」に関する授業公開を行い，当該学校教員の授業実践に貢献した例や，同じく遠方市町の公立学校で出前授業を実施し，当該市町の学校で活用された例などがある。アンケートからは，附属の授業公開を見て実践してみたいものや教材の活かし方などの様々なヒントやモデルにできるものがあったとの回答が多くあり，附属学校の取組が公立学校の各教員の授業改善や指導力向上に寄与している。</p> <p>III</p> <p>○ 本学附属学校園の各地区の特色を生かして取り組んでいる小中一貫の教育課程の開発について，研究成果を実践・検証するとともに，各地区において授業力向上セミナー等を実施すること等を通して積極的に発信した。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>○ <u>引き続き北海道教育委員会との連携による「授業実践交流事業」を推進し，当該事業に基づく出前授業や公立学校教員の授業参観の受入を積極的に行った結果，実施件数は198件となり，平成30年度から，48件増加して約1.3倍となった。</u></p> <p>○ 平成30年度に札幌地区で「グローバルな視点を基にした」小中一貫教育を目指す取組を進め，成果を冊子『グ</p>	<p>● 引き続き，授業実践交流事業の場において，各地区公立学校での出前授業，校内研修への講師派遣を継続するとともに，小中一貫に係る教育課程や指導案等の研究成果をホームページで公開し，利用促進を図る。また，小中一貫に係る教育課程や研究成果の活用状況等を検証し，教育委員会と協議の上，授業実践交流事業において教育委員会が行う研修の一部を附属学校園で実施する体制を整える。</p>
--	--	--

		<p>ローバルな視点を基にした小・中・ふじのめ学級連携教育』としてまとめた。他地区の各附属学校にも本冊子を配布・共有し、各附属学校・地区ごとの実践・検証スケジュールを作成し、教育課程や各種行事等に取り入れながら実践を行った。また、同時に<u>北海道教育委員会との連携事業である授業実践交流事業に基づいた出前授業や研修・研究会等でも授業実践を行い、地域の公立学校教員等に向けて発信した。</u></p>	
<p>【30】</p> <p>小学校における英語教科化への準備として、小学校英語の教育課程・指導法・教材の開発、及び中学校における英語教育の在り方に関する研究を進めるために、大学教員と4附属小学校、4附属中学校の教員でプロジェクトチームをつくり、研究に取り組んでいる。第3期中期目標期間には、この研究の成果（評価基準ともなる小学校各学年のCan-Doリスト、ICTを活用した蓄積型発展教材スノーマン）の検証、改善を図り、道内の公立学校に普及させるとともに、学部の教員養成カリキュラムに組み込み、附属学校教員も授業を担当する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>小中学校各学年の具体的な到達目標を示す「Can-Doリスト」について、平成29年度に各附属小中学校の授業において実践・検証を行い、検証結果に基づき、児童・生徒それぞれの課題に応じた目標及びタスクの見直し等を行い、平成30年度にさらに検証を実施し、授業でのパフォーマンス評価の基準として活用したことで、ルーブリック開発においても効果があることを確認した。</u></p> <p>○ <u>蓄積型発展教材「スノーマン」について、平成28年度に学習成果を蓄積することで、児童が使いたい語句を調べる辞書的活用や文章レベルでも実際の言語活動で活用できるものへと改善した。</u>さらに、平成29年度に、「スノーマン」を拡充するため、<u>言語や文化への体験的な理解と4技能（聞く、読む、話す、書く）の統合的な能力を育成する教材「ピクトフォリオ（絵と英単語で構成されるカード）」を蓄積し、スノーマン専用Webサイトを開設し各校間で共有した。</u></p> <p>また、平成30年度にスノーマンの検証を行い、児童が制作したピクトフォリオをウェブ上にアップロードし、授業</p>	<p>● 小学校における新学習指導要領全面実施に伴い、学部の教員養成カリキュラムにおける附属学校英語教員の担当部分を検証するとともに、教育委員会等と連携して、研究成果を普及させる。</p>

		<p>に活用することで、児童の発表活動の活性化につながっていることを確認した。</p> <p>○ これまでの研究成果を踏まえ、平成30年度から教員養成課程の授業科目「中学校英語科教育法」及び「外国語活動の指導法」において、各附属中学校の英語教員が一部授業を担当し、Can-Doリストやスノーマンを活用した指導法について講義を行った。また、教育研究大会や公開授業等で、これらの指導法を取り入れたモデル授業の例を紹介し、公立学校への普及にも努めた。</p>	
	IV	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>○ 「Can-Doリスト」「スノーマン」等の小学校英語指導の研究成果を踏まえ、令和2年度からの小学校英語教科化に向けたモデル授業を、附属学校教員による大学での教科教育法の講義や、附属学校の教育研究会等で実施した。また、12月に開催した小学校英語フォーラムでは附属小学校での英語授業における児童を撮影した様子を紹介し、Can-Doリストを基に主体的・対話的な学びの様子について発表を行い、公立学校の教員に対しても成果を発信した。</p>	<p>● 附属学校園の管理運営業務を見直し、校園長専任化の体制を整える。又、令和2年度から附属旭川幼稚園に専任園長を置くことに伴い、大学との</p>
<p>【31】 校園長（大学教授兼任）が附属学校園に軸足を置いて学校運営ができるように、学内での委員会業務及び授業時間数を平成25年度から軽減（非常勤講師予算を措置）している。第3期中期目標期間においてもこの措置を継続し、各キャンパス長との定期的な連絡協議を実施する</p>		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 第2期中期目標期間から継続して、附属学校園長（大学教授兼任）が軸足を置いて学校運営ができるように、附属学校園長の大学に係る委員会業務及び授業時間数の軽減措置や正副校園長の新任研修を実施した。</p>	

<p>とともに、附属学校の機能強化を図るため、専任校長を置く。</p>	<p>○ 平成29年度から附属学校園と大学との連携を深めるため、各地区において、<u>当該地区の附属学校園長とキャンパス長を構成員とする連絡協議会を定期的に実施し、教育実習、小中一貫教育の推進、大学教員による附属学校での研修等について、実施上の課題等の検討を行った。</u></p> <p>○ <u>校園長の専任化について、平成30年度に大学のガバナンス確保、雇用条件、配置先等、専任化に当たっての検討事項を整理し、今後の方針を決定した。</u></p> <p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>○ 令和2年度から附属旭川幼稚園における園長専任化を目指し、専任校園長としての要件や採用条件等を整理し、関連する規則等の一部改正を行った。これにより、専任校園長を置く体制を整備した。これを踏まえ、選考・採用手続き等を実施し、<u>令和2年度から附属旭川幼稚園において専任園長を配置することとした。</u></p> <p>○ <u>各地区における附属学校と大学との定期的な連絡協議について、引き続き実施し、令和元年度（平成31年度）は計28回（札幌地区2回、旭川地区8回、釧路地区5回、函館地区13回）実施した。</u></p> <p>○ さらに、附属学校の機能強化を図るため、過疎地域が多い北海道東部に位置する附属釧路小中学校を令和3年度から義務教育学校とすることとした。</p>	<p>連携を密にし、大学としてのガバナンス強化を図る。</p>
-------------------------------------	--	---------------------------------

<p>【7】</p> <p>教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。【◆】</p>		<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ 平成28年度から本格的に附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを計画的に実施し、<u>学校現場での経験がある大学教員の割合は、平成28年度末時点で29.1%（新任大学教員研修13人、教員現職研修14人）、平成29年度末時点で40.1%（新任大学教員研修33人、教員現職研修31人）、平成30年度末時点で59.3%（新任大学教員研修43人、教員現職研修46人）となった。</u></p>	<p>● 令和3年度末までに学校現場での経験がある大学教員の割合を100%とするため、計画的に教員現職研修プログラム及び新任大学教員研修プログラムを実施する。</p>
<p>【32】</p> <p>教育実習に必要な知識や技能を習得した上で教育実習に参加できるように、第2期中期目標期間に「教育実習前CBT（Computer Based Testing）」を開発した。第3期中期目標期間にはこれを実施し、「教育実習前CBT」を受けて一定の基準に達した学生を附属学校園で実習生として受け入れ、実習評価基準の見直し等大学の実習委員会と協議して、実習評価を厳格に行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>○ <u>教育実習前CBTについて、平成28年度の試行実施を経て、平成29年度から本格実施をするとともに、教育実習の履修要件として教育課程に位置づけ、一定の基準に達した学生のみ附属学校を含む実習受入校での実習を許可した。</u></p> <p>○ 平成28年度に<u>教育実習の評価基準について、全学の教育委員会の委員長・副委員長と各キャンパスの教育実習に関する委員会の委員長で構成する教育実習全学連絡調整会議において「附属学校と公立学校における教育実習の評価傾向に差が見られる」との課題が明らかとなったことから、当該会議の構成員に附属学校教員を加えるワーキング</u></p>	<p>● 令和元年度（平成31年度）に実施した新たな実習評価基準の検証結果を踏まえ、より適切な実習評価方法を策定する。</p> <p>また、教育実習の一層の充実に向けて、実習評価に係る到達目標を実習生、実習校に周知し、引き続き実習評価を厳格に行う。</p>

		<p>グループ（WG）を設置し、実習評価基準の見直しについて検討した。検討の結果、実習評価の厳格性をさらに担保するため、<u>従来、実習校が行っていた「総合評価」を廃止し、実習校が行う各評価項目の評価点の合計に応じた成績評価を大学において行うように教育実習評価基準を変更した。</u></p> <p>○ <u>新たな実習評価基準の成果と課題を検証するため、平成29年度及び平成30年度に実習校を対象にアンケート調査を実施し、9割以上の学校が見直しの内容は適当と回答したことから、引き続き本基準により実習評価を行うこととした。あわせて、平成30年度に附属学校と公立学校間の教育実習評価の推移を調査し、実習評価基準の見直しを行った平成29年度以降、評価の平準化が図られていることを確認した。</u></p>	
		<p>（平成31事業年度の実施状況）</p> <p>○ <u>平成29年度及び平成30年度に実施した新たな実習評価基準に関するアンケート結果及び平成29年度以降の教育実習評価の推移を踏まえて、新たな実習評価基準の検証を実施した。検証の結果、実習校間の成績評価の差の要因の一つは評価基準の解釈の違いが考えられることから、公平で客観的な成績評価を行うために到達目標をより明確にする必要があることを確認した。</u></p>	

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○教育研究等の質の向上に関する全体的な状況について

① 教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）の策定

【関連中期計画番号：1】

学生の学修成果を適切に評価するとともに、卒業時にDPに定める力を身に付けたことを学生自身が実感できるようにするため、令和元年度（平成31年度）に「北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。

② へき地・小規模校教育に関する研究成果等の発信【関連中期計画番号：16】

日本教育大学協会に設置された「全国へき地・小規模校教育部門」と連携して、令和元年度（平成31年度）の日本教育大学協会研究集会（令和元年10月開催）の「へき地・小規模校教育分科会」において本学教員が小規模・複式教育の学びのキャリアラム等の発表を行うなど、全国の大学と研究・実践交流を推進した。また、HATOプロジェクトの成果を生かした研究実践交流として、北海道教育委員会等と連携し、離島型・内陸型へき地の特徴から人材養成の在り方を考える「第1回へき地・小規模校教育推進フォーラム」（令和元年8月開催）を開催し、全国へき地・小規模校教育部門に加盟する大学を含め全国の大学から77人が参加した。

③ 留学生の派遣・受入の拡大に向けた取組【関連中期計画番号：26】

留学生の派遣・受入のプログラム整備状況について検証を行った結果、交換留学生及び正規生による受入留学生の増加は難しいことから、受入留学生を増加させるための方策として、短期の受入プログラムの開催時期・開催対象校を拡大する必要があることを確認した。このことから、日本語・日本文化研修プログラムについて、令和元年度（平成31年度）から実施回数を1回から2回に増やし、令和元年7月及び令和2年2月に実施した。その結果、43人（令和元年7月：29人、令和2年2月：14人）の留学生を受け入れた。

これらの受入留学生増加に向けた取組により、令和元年度（平成31年度）の年間受入留学生数は159人となり、中期計画に掲げる数値目標（年間150人）を達成した。

○附属学校について

1. 特記事項

① 附属学校による公立学校との授業実践交流の活性化

【関連中期計画番号：29】

北海道の教育課題を解決するため、北海道教育委員会との連携による「授業実践交流事業」を実施した。当該事業においては、公立学校教員への日常的な授業の公開、附属学校教員の出前授業・研究会講師等の派遣、授業力向上研究セミナーの実施等を行い、令和元年度（平成31年度）の出前授業や公立学校教員の授業参観の受入件数は中期目標期間開始時の67件から198件となり、約3倍に増加する等、北海道各地のニーズに込えている。

② 「21世紀型学力」育成のためのカリキュラムの各附属学校園での実践及び学校現場での活用・普及【関連中期計画番号：29】

函館地区で取り組んでいる「21世紀型学カークティブ・ラーニングとICT」を中心とした小中一貫の教育課程の編成について、平成29年度に「『情報活用能力』育成のためのカリキュラム表」（資質・能力を育成するために必要な取組やカリキュラム等を一覧表にしたもの）を作成し、各地区の附属学校において、自校の教育課程との比較・検討の上、カリキュラム表で示されたカリキュラムを取り入れた実践を行うとともに、その結果を検証した。

また、北海道教育委員会との連携事業「授業実践交流事業」に基づく出前授業や研修・研究会、授業力向上セミナー等において、カリキュラム表に沿った授業実践を行い、地域の公立学校に対しても積極的に発信した。

各附属学校や公立学校教員等からは、本カリキュラム表について、情報活用能力

に関する児童生徒の育成像や能力育成によって期待される成果への共感の声や、自校でのカリキュラム表の活用を希望する声があったほか、実際に自校実践への活用例も確認された。特に、附属函館中学校の取組は北海道教育委員会や他県議会の視察受入等、先進事例として全国へ発信されている。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題への対応

○学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。

小学校の英語教科化へ向けて学校現場が抱える様々な課題解決に資するため、第2期中期目標期間から引き続き平成28年度～29年度文部科学省の研究開発指定(平成29年度は名目指定)を受け、小学校英語の教育課程・指導法・教材、及び、小中学校の滑らかな接続を目指した英語教育の在り方について、4附属小学校、4附属中学校が連携して研究を進めた。平成30年度及び令和元年度(平成31年度)については、学長戦略経費(公募型プロジェクト)の採択を受けて研究に取り組んだ。文科省研究指定を受け開発したICT教材(スノーマン)と教育課程の段階的目標として開発したCan-do形式の到達目標群(Can-doリスト)を教員養成課程において活用する取組を行い、これらの教材を活用したモデル授業の公開や研究発表を行うことで、公立学校教員への普及を図り、現職教員から前向きな評価を得ている。

○審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先して取り組んでいるか。

小中一貫教育の推進という国の方策に対して、本学附属学校では各地域の特色を生かして、札幌地区では「グローバルな視点」、旭川地区では「12年道徳」、釧路地区では「各教科」、函館地区では「21世紀型学力ーアクティブ・ラーニングとICT」を中心に小中一貫の教育課程の編成に取り組んでいる。

また、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」(以下「有識者会議報告書」)を受けて、平成30年度から毎年2月に北

海道地区勉強会を開催し、文部科学省・全国附属学校連盟・全国附属学校PTA連盟から助言者を招き、各地区の附属学校園の存在意義明確化のための取組発表への助言・指導を基に本学附属学校園の存在意義の明確化に取り組んでいる。各校園において、教育研究大会や公開授業の際はアンケートによる研究成果の活用事例の把握を行っており、アンケートからは、附属の授業公開を見て実践してみたいことや教材の活かし方など、様々なヒントやモデルとなったとの記述が多く見られ、附属学校の取組が公立学校の各教員の授業改善や指導力向上に取り入れられている事例を蓄積している。

○地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、多様な子供たちを受入ながら、様々な教育課題の研究開発の成果公表に取り組んでいるか。

各地区で開発している小中一貫の教育課程を、各学校の研究大会や授業力向上研究セミナーなどにおいて発信するとともに、各校のホームページに実践報告や系統表を掲載している。また、小学校英語の教育課程・指導法・教材等の開発及び成果の公立学校等への発信を行っている。

なお、本学附属学校の入学選考では、募集要項の配付や願書の受付等において複数日程を設けているほか、学力のみに偏ることのないよう面接等を実施し、多様性・公平性の確保に努めている。入学選考の見直しについて、多様性・公平性の観点から、受検対象児童の在住市町を限定していた附属学校について、今後対象市町を拡大していく方向で検討を進めている。

(2) 大学・学部との連携

○附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。

附属学校担当理事・副学長及び附属学校の正副校園長等で構成する附属学校運営会議(テレビ会議システム使用)を年6回程度開催し、課題に関する協議や情報共有を図っている。また、附属学校運営会議に加えて、年度初めの正副校園長会、年度末の成果交流会では、附属学校担当理事・副学長及び正副校園長が対面で協議を行っている。

なお、各地区（札幌・旭川・釧路・函館）においても、平成 29 年度にキャンパス長と当該地区の附属学校園長等による連絡協議会を設置し、大学との連携、教育実習、小中一貫教育の推進、大学教員の附属学校での研修等について検討、意見交換を行っている（令和元年度（平成 31 年度）は各地区計 28 回開催）。この他、各地区キャンパスの教員会議において附属学校園の近況等について毎月報告を行っている。これらの取組により大学と附属学校による円滑な連携が図られている。

○大学・学部の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校での授業の担当や、行事への参加などについてシステムが構築されているか。

教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図り、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を 100%にするため、平成 26 年度に「新任教員研修プログラム」及び「教員現職研修プログラム」を開発した。当該プログラムにおいては、対象教員が研究大会等への参加、授業観察、学校行事等各種学習活動の観察、教材作成への参画、授業実践等の所定の研修内容を受講することを義務付けている。毎年 20 人程度の大学の新任教員又は現職教員が受講し、令和元年度（平成 31 年度）末において学校現場での指導経験のある大学教員の割合は 74.7%となり、第 2 期中期目標期間末の 14.1%と比べて大きく割合が上昇した。

○附属学校が大学・学部における FD の場として活用されているか。

大学教員の FD の一環として上述の「新任教員研修プログラム」及び「教員現職研修プログラム」を実施している。両プログラムにおいては、大学教員が所定の研修プログラムを受講するだけでなく、日常的に附属学校を訪れ、学校現場の現状や今日的な課題に対する理解を深める機会となっている。

○大学・学部のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいるか。

小学校英語教科化への対応として 8 附属小中学校の教員及び大学の当該分野を専門とする教員を構成員とする「小学校英語プロジェクト」において、メンバーの大学教員が「（英語学習に対する）児童生徒の動機付けや不安（情意面）に関する

アンケート」及び「英語検定」の結果を分析し、その成果を活用して授業方法の改善・開発につなげる等、大学のリソースを生かしながら質の高い教育方法の開発等に取り組んだ。この他にも、学長戦略経費（公募型プロジェクト）の採択を受けて大学・教職大学院・附属学校で連携して共同研究を行う等、大学と附属学校の教員が共同して附属学校で実践しながら研究し、新たな教材や教育方法の開発に取り組んでいる。

○附属学校での実践研究の成果が大学・学部の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されているか。

附属学校での実践研究の成果が大学・学部の教員養成カリキュラムに反映される仕組みとして、大学・学部の教員養成カリキュラムにおける主要科目である教育実習及びその事前指導において行われる附属学校教員による指導等を通じて、実践研究の成果を学生の教育に反映させている。また、平成 29 年度から開設したアクティブ・ラーニング型授業「学校臨床研究」（教員養成課程 3 年次必修科目）においては、双方向遠隔授業システムを使用した附属学校等の授業観察及び当該学校教員との質疑応答等を実施しており、その中の研究成果を学生の教育に反映させている。

また、「小学校英語プロジェクト」の研究成果を踏まえ、平成 30 年度から教員養成課程の授業科目「中学校英語科教育法」及び「外国語活動の指導法」において、各附属中学校の英語教員が授業を担当し、当該プロジェクトで開発した Can-Do リストやスノーマンを活用した指導法について講義を行った。附属学校教員は、実地指導講師として大学の講義に関わる機会も多く、各教科の教育法の講義等で附属学校における研究成果や実践例を伝える機会となっている。

さらに、附属学校での研究成果に関する実践例を大学カリキュラムに反映させている。

①大学・学部における研究への協力について

○大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

大学・学部からの研究協力依頼に対して、全学的な対応が必要なものに関しては、附属学校運営会議において検討し、積極的に協力を行っている。平成29年度から、芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻から「小中学生の学業成績に影響する体力・生活習慣等の調査」への協力依頼を受け、認知機能テスト・日常生活アンケート・オリジナル体力テスト等について、5年間の予定で協力を行っている。また、各地区（札幌・旭川・釧路・函館）においても、平成29年度にキャンパス長と当該地区の附属学校園長等による連絡協議会を設置し、研究を含め様々な事項について検討、意見交換を行っている（令和元年度（平成31年度）は各地区計28回開催）。

○大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

大学と附属学校が連携した研究について、学内公募（学長戦略経費（公募型プロジェクト））を行っており、当該公募に応募した研究プロジェクトにおいて立案した研究計画に基づき、「幼稚園における「チーム学校」のあり方に関する実践研究」「地域の公立校のモデルとなる義務教育学校の在り方」等の附属学校を活用した共同研究を実施した。

○大学・学部との連携により、学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。

大学との連携による学校における実践的課題解決に資する研究として、「小学校英語教科化に向けた教材および指導・評価にかかわる共同研究」「インクルーシブ保育の実現に向けた園内支援体制の構築と活用方法に関する実践的研究」等、小学校英語教科化に関する研究、特別支援教育に関する研究等を推進した。

②教育実習について

○質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場としての実習生の受入を進めているか。

各地区の附属学校において、大学教員及び附属学校教員等で構成される教育実

習委員会と実習生の受入を協議している。受入に当たっては、教育実習の事前指導について、附属学校教員が授業観察や指導案づくりの指導を行い、質の高い教育実習となるよう学生の理解を深めた上で教育実習を受け入れている。また、HATO プロジェクトの附属学校間連携プロジェクトで作成した教育実習指導/教員研修のためのFDコンテンツを活用し、受入側の教育実習指導教員の質を高めることで教育実習が実践的な学修の場となるよう工夫を行っている。

○大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分活用したものとなっているか。（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）

全ての教育実習生に対して、教育実習前に行う事前指導や第1学年で受講する基礎実習等についても附属学校で受入を行うなど、附属学校を活用した教育実習が行われている。

公立学校での教育実習については、本学附属学校での教育実習と同時期に行われるが、公立学校に対して教育実習前後に説明会を開催し、附属学校と連携を図りながら実施している本学での事前指導の内容等を説明するとともに、教育実習の内容、評価等について本学と同等となるよう要請を行っている。また、事後指導に関しては、公立学校と附属学校での実習生を分けることなく附属学校教員の協力により実施しており、学生間の経験の共有化を図っている。

○大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。

教育実習の実施については、各地区において大学教員と附属学校教員で構成される教育実習委員会が設置されており、教育実習の計画から実施、評価に至るまで大学と附属学校が協力して実施する体制となっている。

なお、附属学校においては、教育実習主任を配置し、校長の監督の下で教育実習の連絡調整及び実施に向けた指導、助言に当たっている。

○大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じて

いないか。

各附属学校は、大学に隣接又は同市内に設置されており、多くの教育実習において支障は生じていない。

特別支援学校については、函館地区にのみ設置されているため、他地区の学生は数週間の教育実習期間に函館市に滞在する必要があるが、大学の課外活動施設を活用して宿泊場所を確保するなどの方策を講じている。

また、所属校の他地区に実家がある学生に対しては、他地区での教育実習が可能となるよう当該地区の附属学校及び公立学校に実習生受入の調整を行っている。

(3) 地域との連携

○教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。

北海道教育委員会と組織的に連携した取組として、「授業実践交流事業」を実施し、研究大会だけでなく日常的に附属学校教員の授業を公開するとともに、附属学校教員を公立学校への出前授業や研修の講師として派遣等を行っている。

また、各附属学校の研究大会時には、各教科等の助言者として教育委員会より指導主事が派遣され、教育委員会主催の研修会等には講師として附属学校教員を派遣する体制を構築している。

なお、いじめの防止に関して、北海道教育委員会が設置する北海道いじめ問題対策連絡協議会に参画し、いじめに関する施策や取組について協議を行っている。

○地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。

北海道における重要な教育課題である児童生徒の学力向上に関する取組として、北海道教育委員会との連携のもと、「授業実践交流事業」を実施している。「授業実践交流事業」の具体的な取組及び成果の内容は、P91 右欄【関連中期計画番号：29】を参照。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

○附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。

附属学校の運営の在り方等の見直しとして、有識者会議報告書の中でも、校長の常勤化の必要性が指摘され、大学教員が兼務する体制では附属学校に軸足を置いた業務遂行が難しいこと等の理由から校園長の専任化の検討を進め、令和2年度から附属旭川幼稚園に専任園長を置くことを決定した。さらに、附属学校の機能強化を図るため、過疎地域が多い北海道東部に位置する附属釧路小中学校を令和3年度から義務教育学校とすることとした。

また、平成27年度から、各学校園の1年間の取組を総括し、見直し・改善をするために、毎年度末に成果交流会を開催し、各学校園が作成した学校評価報告書を相互に評価する機会を設けている。なお、その際に次年度以降の評価項目の見直しを行い、改善を図っている。

この他、有識者会議報告書を受けて、平成29年度から毎年、文部科学省、日本教育大学協会及び全国国立大学附属学校 PTA 連合会等の関係者を迎え、北海道地区附属学校園の改革推進について現状報告、意見交換等を行い、改善に役立っている。

○附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。

附属学校として求められる機能の強化から、附属学校の存在意義である北海道における学力向上・モデル校としての役割を果たすため、附属学校の研究大会においては、各地区キャンパスの教科教育の大学教員等の指導・助言のもと、公開する授業を企画・検討し、指導案を作成しており、大学教員と附属学校教員の連携により、質の高い授業を公開している。また、現代的教育課題解決のため、附属学校教員が主体となって行う大学教員との共同研究についてもより推進し、共同研究推進経費(学長戦略経費)の採択件数も第2期中期目標期間から約3倍に増加しており、大学のリソースの活用を積極的に行っている。

なお、附属幼稚園においては、きめ細やかな指導実現のため4歳児及び5歳児の定員を35人から25人へと見直し行うとともに、幼少連携や子育て推進のニーズに応えるために、教員養成課程の学生・地域人材等も活用した毎日の預かり保育を実施するなど、存在意義の明確化に努めている。

附属釧路小学校及び中学校においては、令和3年度から義務教育学校とすることとし、小中一貫カリキュラムモデル等の開発によりさらなる機能強化に向けた準備を進めている。

○教育委員会と連携し、広く北海道内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができてきているか。

北海道教育委員会との連携事業である「授業実践交流事業」の一環として附属学校が実施している授業力向上研究セミナーに、道内の公立学校教員が計画的に派遣されており、毎年度のべ数十人から数百人の参加者がある。参加者アンケートからは、実際に授業の手法を取り入れ実践している、校内研修で活用している等、数十件の活用報告があった。また、附属学校教員を出前授業や公立学校における研修の講師として計画的に派遣している。

なお、本学附属学校には、北海道教育委員会、札幌市教育委員会から、人事交流協定に基づき計画的に研修・研究のため道内各地から教員が派遣されている。本学附属学校在籍中に大学との共同研究や大学院で研修する制度も整備していることから、勤務校に戻った際には附属学校での研究・研修の成果を学校現場に還元している。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 1,688,060 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 1,688,060 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>該当なし</p>

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>計画の予定なし</p>	<p>計画の予定なし</p>	<p>該当なし</p>

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化整備事業（札幌校講義棟東便所改修工事） 25,288,330 円 ・ キャンパス活性化リノベーション事業（札幌校講義棟東便所改修工事） 8,598,000 円

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
小規模改修	総額 264	(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (264)	・基幹・環境整備 (ブロック塀対策) ・ライフライン再生 (熱源設備等) ・ライフライン再生 (電気設備) ・小規模改修	総額 221	・施設整備費補助金 (190) ・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)	・(函館八幡町) 基幹・環境整備 (ブロック塀対策) ・(岩見沢緑が丘他) ライフライン再生 (熱源設備等) ・(函館八幡町) ライフライン再生 (電気設備) ・小規模改修	総額 175	・施設整備費補助金 (144) ・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度と同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・ (函館八幡町) 基幹・環境整備 (ブロック塀対策) については、平成30年度から繰り越した施設整備費補助金 (11百万円) により工事が完成し、事業が完了した。
- ・ (函館八幡町) ライフライン再生 (電気設備) については、施設整備費補助金 (54百万円) により工事が完成し、事業が完了した。

- ・ (岩見沢緑が丘他) ライフライン再生 (熱源設備等) については、令和元年-2年度予算の施設整備費補助金 (297百万円) により令和元年度 (平成31年度) 契約、執行済み (79百万円)、事業全体としては令和2年度に完成予定である。
- ・ 小規模改修については、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31百万円) により工事が完成し、事業が完了した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>(1) 学生教育の質向上のため、実務経験が豊富な教員を採用する。</p>	<p>【6】 平成 30 年度に引き続き、学校現場での指導経験のある教員からの応募を期待する旨を、本学教員採用時の公募要領に記載するほか、教育委員会との人事交流等による教員の採用を行い、学校現場での指導経験のある大学教員の割合について 35%を確保する。</p>	<p>【6】 ○ 学校現場での指導経験のある教員を積極的に採用するため、引き続き「<u>学校現場での指導経験のある教員からの応募を期待している</u>」旨を、<u>公募要領に記載し公募を行った。</u> ○ 教育委員会との人材推薦に関する協定に基づいた人事交流等により、<u>校長経験者又は教育行政に精通した教員 4 人 (札幌 1 人, 旭川 2 人, 釧路 1 人) を採用することとした。</u> これにより、<u>令和 2 年 4 月 1 日における割合は、中期計画及び年度計画の目標値である 35%を上回る 35.1%となった。</u></p>
<p>(2) 実践的指導力の育成・強化を図るため、全ての教員に学校現場を経験させる。</p>	<p>【7】 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成 30 年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を 70%以上にする。</p>	<p>【7】 ○ 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、<u>教員現職研修プログラムについては、平成 30 年度にとりまとめた未受講者の受講計画に基づき当該研修を計画的に実施し、令和元年度（平成 31 年度）は、教員現職研修プログラムで 42 人、新任大学教員研修プログラムで 13 人が受講を修了した。その結果、令和元年度（平成 31 年度）末時点の学校現場での経験のある大学教員の割合は 74.7%となった。</u></p>

<p>(3) グローバル化への円滑な対応を図るため、海外語学研修経験を有する事務職員を各キャンパスに複数名配置する。</p>	<p>【27-2】 事務職員の海外語学研修経験者の割合を 18%以上まで向上させるため、引き続き、海外語学研修を実施するとともに、海外語学研修経験者を各キャンパスに複数配置する。</p>	<p>【27-2】 ○ <u>事務職員海外語学研修として、海外の語学学校（フィリピン）へ職員 4 人を派遣した。研修の成果として、研修参加者の TOEIC スコアが平均で約 118 点上昇した。令和 2 年 3 月 31 日現在における研修経験者の割合は、18.0%となり、各キャンパス及び事務局における留学生対応業務等のため、研修経験を複数配置した。</u></p>
<p>(4) 大学経営を戦略的・効果的・機動的に進めるため、専門的業務を行う職員を配置する。</p>	<p>【33-2】 平成 30 年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに続き、カリキュラムの開発支援のための専門職員を配置し、カリキュラム改善等を推進する。</p>	<p>【33-2】 ○ <u>カリキュラム開発支援等の教務関連業務の円滑な遂行を図るため、「教務企画アドバイザー」を配置した。</u> ○ <u>教務企画アドバイザーが中心となり、教員養成改革協議会の各提言に基づく授業・教育課程の改善の状況に係る検証を行い、検証結果を「カリキュラム改善策の検証（令和元年度実施分）報告書」として取りまとめ、これに基づき内部質保証が有効に機能していることを確認するなど、カリキュラム改革を推進した。</u></p>
<p>(5) 教員の教育研究力の向上及び改善を図るため、新たな教員評価制度を構築する。</p>	<p>【35】 教員評価制度のうち、単年度での評価が難しい項目及び継続的な評価が必要な項目について、「3 年毎の評価（平成 28 年度から平成 30 年度分）」を実施し、評価結果に基づき学長表彰を実施する。</p>	<p>【35】 ○ <u>3 年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）を実施し、評価結果に基づき、各活動における顕著な成果及び本学の発展への貢献が認められた教員を学長表彰者（6 人）として決定した。</u> また、学長表彰においては、表彰の魅力・価値の向上、受賞教員の継続的な活動支援のため、副賞として、受賞者 1 人当たり、研究費を 1 年につ</p>

		<p>き20万円，3年で計60万円を配分することとした。</p>
<p>(6) 男女共同参画社会の実現のため，女性教員の採用及び管理職への登用を積極的に推進する。</p>	<p>【36】 平成30年度に策定した男女共同参画に関する活動計画に基づき，育児や介護に係る支援制度の周知や女性研究者への研究支援に関する広報を行うなど，女性教員採用率向上のための取組を実施する。</p>	<p>【36】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する活動計画に基づき，<u>本学の育児・介護に関する諸制度に関するパンフレットを作成し，大学ホームページへの掲載等により広く広報するとともに，全教職員に周知した。</u>あわせて，<u>女性研究者への経費支援を引き続き実施するとともに，当該支援制度を大学ホームページ等で広報した。</u> ○ 新たな支援制度として企業主導型保育施設の利用を可能にし，女性教員の育児と仕事の両立支援を行った。 ○ <u>女性教員増に向けた取組として，引き続き女性教員への経費支援，各種就業環境等の改善策の実施・広報，採用上の工夫等を実施し，令和元年度（平成31年度）末時点における女性教員比率は18.1%となり，平成30年度から微増した。</u> ○ 女性役員の割合について，<u>令和2年度から女性監事1人を配置することとした（令和元年度（平成31年度）末時点では0%）。</u>なお，<u>管理職に占める女性の割合増について，令和元年度（平成31年度）末時点における女性管理職比率は11.6%となり，平成30年度から増加した。</u>

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員		収容数		定員充足率 (b)/(a)x100 (%)
	(a)	(人)	(b)	(人)	
教育学部					
教員養成課程	2,880		3,063		106.3
国際地域学科	1,140		1,225		107.4
芸術・スポーツ文化学科	720		765		106.2
学士課程 計	4,740		5,053		106.6
大学院教育学研究科					
学校教育専攻	48		30		62.5
教科教育専攻	192		125		65.1
養護教育専攻	12		1		8.3
学校臨床心理専攻	18		33		183.3
修士課程 計	270		189		70.0
大学院教育学研究科					
高度教職実践専攻	90		68		75.5
専門職学位課程 計	90		68		75.5
養護教諭特別科	40		37		92.5
別科 計	40		37		92.5

○ 大学院教育学研究科 (学校教育専攻, 教科教育専攻, 養護教育専攻)

学校教育専攻は平成24年度入試から, 教科教育専攻は平成25年度入試から志願者が入学定員を下回った。学部卒業生の志願者減少は, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率が低下し, 教員採用試験に合格しやすい状況にあり, また, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケースが多いこと, 及び現職教員の志願者減少は, 学校における勤務状況(教員の多忙化)に伴い進学が困難になっていることが要因

となっている。

養護教育専攻について, 入学者の多くは, 本学札幌校の教員養成課程に設置されている養護教育専攻の卒業生であり, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率の低下, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケース, 及び学校現場において産休・育休を取得する養護教諭が増加していることに伴い, 期限付教員として就職するケースが多く, 定員を満たさない状況が続いている。

入学者確保に向けて, 平成27年度入試から「学内特別選抜制度」及び「学外推薦特別選抜制度」を導入し, 進学意欲がある学生に対する受験機会を充実させている。また, 現職教員に対して, 説明会を通して, 長期履修制度の活用について丁寧に説明した。更に, これまで大学ホームページ上でのみ掲載していた「大学院案内」を冊子化し, 20人以上の教員が在籍している道内小・中学校へ送付して現職教員に対する周知強化を図っている。

○ 大学院教育学研究科 (高度教職実践専攻)

過去3年間の入学試験実施状況から, 学部卒業生の志願者数の減少が見られる。学部卒業生の志願者減少は, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率低下に伴う, 合格率の上昇, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケースが多いことが要因となっている。

入学者確保に向けて, 札幌駅前サテライトで実施している教職大学院説明会(年2回開催)に加えて, 学部学生向けの説明会をこれまでの4回から6回へ増やして実施するなど, これまで以上に広報の機会を増やした。また, 現職教員の志願者確保のため, 校長会への働きかけ, 授業公開や説明会の回数を増やすなどの広報を行い, 平成30年度には教員の多忙化に対応した1年で課程を修了できる「短期履修学生制度」を創設し, 令和2年度入試(令和元年度(平成31年度)実施)から導入した。

なお, 令和3年度から, 学部生及び現職教員のニーズを踏まえた大学院に改組する予定のため, その概要を説明したPRパンフレットを令和元年度(平成31年度)に作成し, 北海道内の小学校, 中学校及び高等学校1,839校に1部ずつ送付した。

○ 別表 2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成 28 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	4,765	5,078	3	0	0	0	55	133	122	0	0	4,901	102.9%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	270	228	22	1	0	0	12	20	15	40	16	200	74.1%
高度教職実践専攻	90	78	0	0	0	0	1	0	0	2	0	77	85.6%

(平成 29 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	4,740	5,033	3	0	1	0	58	129	123	0	0	4,851	102.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	270	236	14	0	0	0	17	19	18	28	14	201	74.4%
高度教職実践専攻	90	76	0	0	0	0	2	1	1	3	1	73	81.1%

(平成 30 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	4,740	5,039	3	0	1	0	78	143	135	0	0	4,825	101.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	270	219	16	1	0	0	17	23	20	36	15	181	67.0%
高度教職実践専攻	90	79	0	0	0	0	2	0	0	1	0	77	85.6%

(平成 31 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	4,740	5,055	5	0	1	0	87	162	156	0	0	4,811	101.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	270	189	14	3	0	0	20	24	19	34	14	147	54.4%
高度教職実践専攻	90	68	0	0	0	0	0	2	2	2	1	66	73.3%